第２　業務内容と実績

第２　業務内容と実績

Ⅰ　生活環境施策

１　食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

（１）食品衛生

目　的　飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根　拠　食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、食品表示法、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役　　割
生活衛生班	・食品営業施設の監視指導　・苦情、違反食品の調査 ・食中毒調査　・衛生教育等　・食品収去 ・食品表示の監視指導
食品衛生広域監視班	・重点監視施設の監視指導　・苦情、違反食品の検査 ・食中毒（疑い含む）に係る検体の検査、調査 ・拭き取り検査　・食品収去検査

実　績　令和５年度の総監視件数は 2,726 件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第３統計２－(1)、(2)、(3)）

また、令和５年の食中毒事件数は４件（対前年比３件減）で、病因物質の内訳は、カンピロバクター属菌（２件）、サルモネラ属菌（１件）、黄色ブドウ球菌（１件）によるものであった。（第３統計２－(4)）

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、放射性物質検査等を目的に 62 検体を収去した。（第３統計２－(5)）

食品に関する苦情は 97 件（対前年度比 29 件増）あり、有症苦情が多かった。（第３統計２－(6)）

衛生教育は、定期に開催している食品衛生責任者養成講習会（次表）の他、不特定多数の人が訪れる祭りの出店業者等を対象にした食品衛生講習会に講師を派遣しており、令和５年度の派遣・開催数は 17 回、受講者数は 706 人（食品衛生広域監視班の講習件数を含む）であった。

食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第 3 統計 2－(7)、(8)）

「沖縄県食品衛生監視指導計画（以下「監視計画」という。）」に基づく令和５年度の重点監視施設監視について、「営業の種類」毎の監視実績（件数）の合計は、計画 515 件に対し、実績は 630 件であった（実施率は 122.3%）。各保健所別では、北部、中部、南部の順に 124 件、193 件、313 件であった。

令和５年度の監視計画に基づく収去検査について、収去検体数は計画 394 に対し、実績は 375(サンプル数（分割した検体含む）は 391）、試験検査実施数（※）（サンプル数に検査項目数を乗じた数の合計)は 1,093 であった。その他の検査実績（食中毒関連他）は、収去検体数は 202、試験検査実施数は 471 であった。

（２）（一社）沖縄県食品衛生協会中部支部との連携

中部保健所では、沖縄県食品衛生協会中部支部と相互に情報提供するなど連携を図り、食品等事業者への指導及び支援等に取り組んでいる。

沖縄県食品衛生協会は、昭和 58 年 3 月、厚生労働省・沖縄県の要請を受けて、消費者に安全で安心な食品を提供し、市民の健康保持に役立つこと

を目的として、沖縄県内のすべての業種の食品事業者の参加により設立され、様々な事業を行っており、中部支部は昭和 61 年 5 月 31 日に設立された。

事業内容紹介

（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

実績紹介

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部講習会の開催を見合わせるなど業務規模が縮小された。

営業許可等の取得に係る講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
37	1,164	12	1,171	3,051	3,982

2　環境保全（環境保全班）

（１）大気汚染防止対策

ア　大気汚染防止

目　的　大気汚染防止を図る。

根　拠　大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例

内　容　上記法令に基づき、ばい煙発生施設、(一般)粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業等の届出に関する指導及び公害発生防止に関る監視業務を行っている。なお、法及び条例改正に伴い、令和４年度以降、非飛散性石綿含有建材については、特定粉じん排出等作業届出制が廃止され、新たに石綿含有建材の使用の有無について事前調査結果の報告が必要となった。

届出状況　（令和５年度）

根拠法令・条例	特定施設の種類	届出の種類	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届出	16
		使用廃止届出	7
	一般粉じん発生施設	設置届出	16
		使用廃止届出	2
	特定粉じん排出等作業届出		5
	事前調査結果報告		2,355
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	設置届出	0
		使用廃止届出	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届出	0
		使用廃止届出	0
	粉じん発生施設	設置届出	5
		使用廃止届出	1

イ　フロン排出抑制法に基づく登録関係

目　的　オゾン層の保護及び地球温暖化防止。

根　拠　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

内　容　フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者に充填・回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

登録状況　令和６年３月３１日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は129業者であった。

（２）水質汚濁防止対策

ア　事業場排水対策

目　的　公共用水域の水質汚濁防止。

根　拠　水質汚濁防止法、沖縄県生活環境保全条例

内　容　河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出に係る審査・指導及び既設事業場等の排水基準遵守状況の監視・指導を行っている。

届出状況　　（令和５年度）

届出種類	件数	内　訳　等
設置届	18	研究施設、畜舎等
構造変更届	4	研究施設、自動式車輌洗浄施設
その他 （承継､氏名変更､廃止届等）	28	旅館業、研究施設、 自動式車輌洗浄施設、畜舎等

イ　公共用水域の水質監視

目　的　公共用水域の水質の監視

根　拠　水質汚濁防止法　令和５年度公共用水域の水質測定計画

内　容　比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視

調査結果　第3統計3-(2)、第3統計3-(3)に示す。

ウ　水浴場の水質監視

目　的　水浴場の水質の監視

内　容　入場者数１万人以上の水浴場の監視

調査結果　第3統計3-(2)、第3統計3-(3)に示す。

（３）赤土等流出防止対策

目　的　赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁防止。

根　拠　沖縄県赤土等流出防止条例

内　容　1千㎡以上の土地の区画形質の変更（宅地造成、農地造成等）を行う者は、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出(民間)又は通知(公的機関)を予め行う義務があり、保健所ではその審査・指導及び監視を行っている。

届出状況　令和５年度における通知･届出件数は247件であった。(第3統計3-(4))

（４）土壌汚染対策

目　的　土地の形質変更による汚染土壌の拡散を防止し、人への健康被害を防ぐ。

根　拠　土壌汚染対策法

内　容　3千㎡以上の土地の形質変更を行う者は、着手の30日前までに届出を行う義務があり、保健所ではその審査を行い、その結果、汚染のおそれがあると認められる場合は土壌汚染状況調査の実施命令を行っている。

届出状況　令和５年度における届出件数は58件、調査命令件数は0件であった。(第3統計3-(5))

（５）廃棄物対策

目　的　廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

根　拠　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、ちゅら島環境美化条例

内　容　廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

立入・指導実績

令和５年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ261件の立入検査を行い、10件の文書指導及び行政処分を行った。また、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

（６）浄化槽

目　的　浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根　拠　浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内　容　浄化槽の設置等に係る各種届出の受付及び審査、設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録及び浄化槽の維持管理に関する指導等を行っている。

設置基数

令和５年度末現在、管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が20,769基、合併処理浄化槽が13,608基の計34,377基である。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

（７）公害苦情処理

内　容　住民等からの公害関係苦情に係る現場調査及び行政指導等を行っている。

公害関係苦情処理件数　（令和５年度）

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・ｱｽﾍﾞｽﾄ）	14	土木工事現場、事業所等
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	45	事業所、個人
騒音・悪臭	1	事業所、個人
その他（廃棄物関係・野外焼却等）	25	事業所、個人
合計	85	

（８）水質汚濁に係る事故処理

内　容　公共用水域における魚類のへい死事故、油流出事故及び米軍基地由来の排水事故に係る現地調査、原因究明及び未然防止に係る指導を行っている。

処理件数

事故処理件数　（令和５年度）

事故の分類	件数
魚類のへい死	2
油流出事故	1
米軍基地関係排水事故	0
その他	3
合計	6

3　生活衛生（生活衛生班）

（１）簡易専用水道

目　的　簡易専用水道の管理が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根　拠　水道法

内　容　水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といい、設置者は水槽の掃除・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

令和５年度は８件の設置届があり、管内の届出総数は375件となっており、うち227件について、定期検査の実施を確認した。

※宜野湾市・沖縄市・うるま市は平成25年4月より、宜野座村は平成30年４月より水道法に基づく事務等の権限について移譲された。

（２）生活衛生関係営業施設

目　的　理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根　拠　理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、住宅宿泊事業法、公衆浴場法、興行場法

内　容　理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査、住宅宿泊事業届出の受理を行う。また、営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

令和５年度は、理容所等の88件の開設届を受理し、旅館業の108件を新たに許可した。また、住宅宿泊事業について44件の事業届出書を受理した。

令和５年12月より事業譲渡が可能となり、理容所等では２件受理し、旅館業等12件承認した。

令和５年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区　分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場	住宅宿泊事業
開設・許可等	10	73	2	108	2	1	44
変　　更	5	55	8	58	4	0	13
廃　　止	3	30	0	29	1	0	53
承継（譲渡）	0	1	1	12	0	0	－

（３）建築物衛生関係施設

目　的　建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根　拠　建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内　容　特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。

さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

1　建築物清掃業
2　建築物空気環境測定業
3　建築物空気調和用ダクト清掃業
4　建築物飲料水水質検査業
5　建築物飲料水貯水槽清掃業
6　建築物排水管清掃業
7　建築物ねずみ昆虫等防除業
8　建築物環境衛生総合管理業

令和５年度建築物衛生関係届出件数

区　分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	4	28
変　更	39	6
廃　止	0	3

（４）墓地・納骨堂・火葬場

目　的　墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根　拠　墓地、埋葬等に関する法律

備　考　中部保健所管内の市町村については、平成21年4月から平成28年4月の間に、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

（５）海洋危険生物危害防止

目　的　ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根　拠　ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内　容　海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況　令和5年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で40件（内ハブクラゲは26件）だった。

（６）ハブ対策

目　的　管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬症の未然防止に努める。

根　拠　沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

内　容　中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施している。

４　医務薬務（生活衛生班）

（１）医事

目　的　医療従事者免許申請等の法令事項の受付事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備や管理状況を検査し、改善が必要な事項を指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根　拠　医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内　容　各種免許申請や医療法等の許可申請又は届出について、書類審査又は現地調査を実施する。

ア　業務

医師等医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持することで住民の健康を確保するという公共的な任務を有する。このため、厚生労働大臣は、これらの資格を高い水準で定め、適格者に免許を付与する制度とし、保健所において、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。その他、保健所では、適切な医療提供体制の確保を図るため、病院、診療所、施術所等の保健医療施設の開設等に伴う許可申請又は届出等の受理、施設検査等を行っている。

また、管内の28病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施し、医療事故防止や院内感染防止等の対策状況を確認するため、医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6項目について検査を実施している。

イ　市町村別医療施設状況

令和6年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が478施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ　管内病院施設

管内にある29の病院については、第4資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

（２）薬事

目　的　薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根　拠　薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

内　容　免許申請、医薬品医療機器等法等の許可申請又は届出について、書類審査又は現地調査を実施する。

ア　業務

医薬品は医療を提供する上で有用であるが、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、医薬品医療機器等法に基づき、薬局、医薬品販売業等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物及び劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、農薬危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

また、医薬品として使用される麻薬は疼痛緩和など医療を提供する上で有用のため、その使用等は沖縄県知事の免許が必要であり、管轄保健所において申請を受け付けている。

イ　薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第3統計5-(2)のとおりである。

ウ　毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第3統計5-(3)のとおりである。

エ　薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の健康上の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用について、管内には、沖縄県知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員が30名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

（３）献血思想の普及

医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況のため、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

Ⅱ　健康づくり施策（健康推進班）

１　健康おきなわ 21（第３次）の推進

【目的】

沖縄県では、平成 14 年１月に健康づくりの指針として「健康おきなわ 2010（以下、「元計画」という。）」を策定し、健康づくり施策を推進してきた。

しかし、昭和 60 年には男女とも全国１位と高い水準だった沖縄県の平均寿命は、平成 12 年には男性 26 位へと落ち込み、令和２年時点では、男性 43 位、女性 16 位となっている。

この状況を踏まえ、健康・長寿おきなわの維持継承を図り、「2040 年までに平均寿命日本一」を目指すため、元計画の目的を引き継ぎ、平成 20 年３月に「健康おきなわ 21」、平成 26 年３月に「健康おきなわ 21（第２次）」、令和６年３月に「健康おきなわ 21（第３次）」へ改定した。

県民一人ひとりが主体的に健康づくりを行い、健康状態を改善することに加え、家庭や学校、地域、職場等の個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることが重要であり、県・市町村、各種団体、関係機関と連携し、社会全体で誰一人取り残さない健康づくりを総合的かつ持続的に推進していく。

○中部地区における健康おきなわ 21（第３次）の事業展開

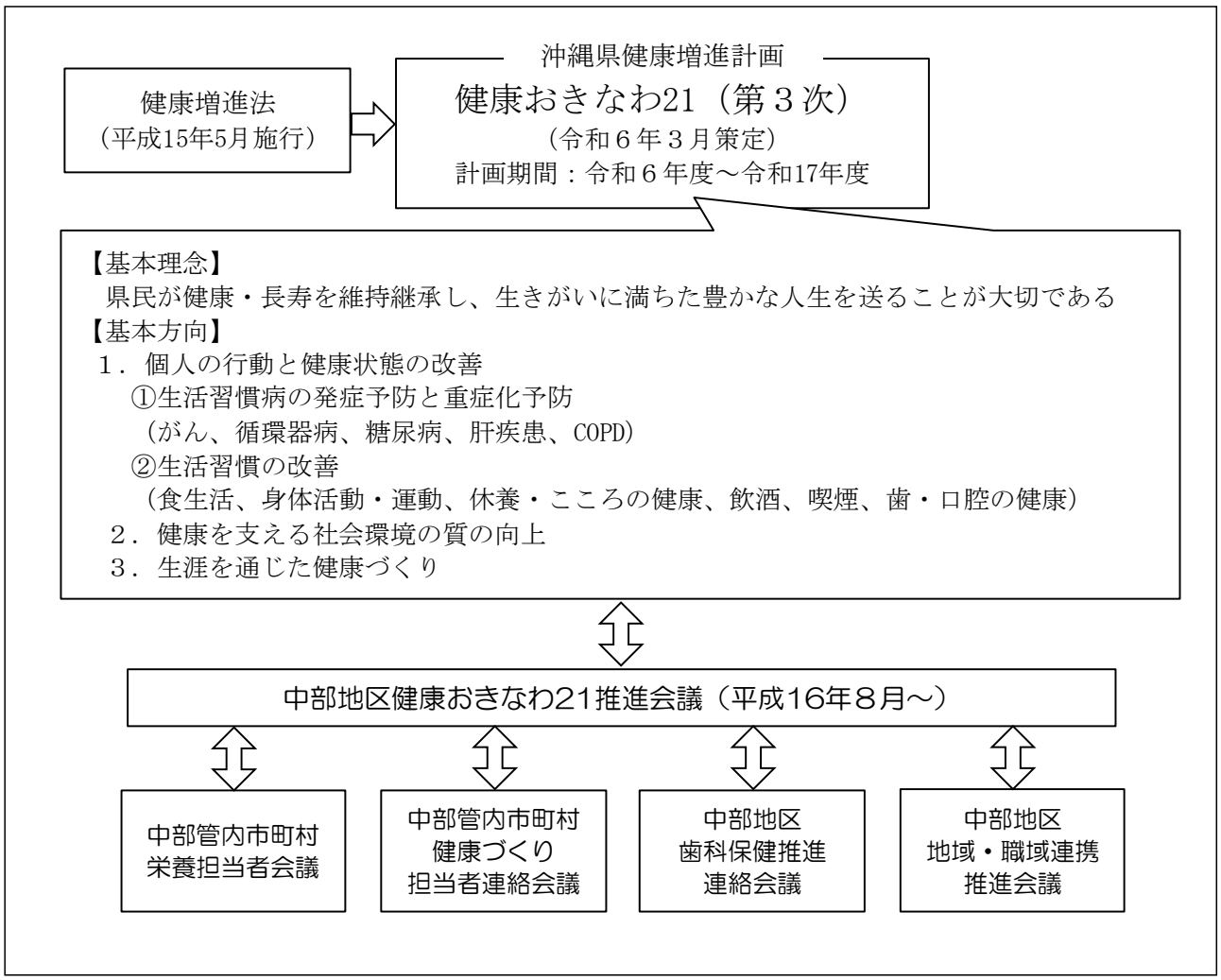

（１）健康増進事業等

ア　中部地区健康おきなわ 21 推進会議

目的：健康おきなわ 21 を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に展開するとともに、市町村健康づくり計画と連携を図り効果的に推進する。

日時：令和６年１月 25 日（木）　午後２時～４時

場所：中部保健所３階研修室

報告：①沖縄県・中部保健所管内の現状と健康おきなわ 21 について

②沖縄県の健康経営の動向について～各種施策と健康経営推進事業のご紹介～（トータルウェルネスプロジェクトオキナワより）

講話：沖縄の禁煙推進のために知っておきたい禁煙情報

（講師　徳山クリニック 永吉 奈央子 副院長）

イ　中部管内市町村健康づくり担当者連絡会議の開催

目的：管内市町村及び県が実施している健康づくり事業について、保健所と市町村が情報交換を行うことにより、健康づくり事業の効果的・効率的な実施、今後の計画への活用を図る。

方法：オンラインまたは対面にて管内市町村と情報交換会を実施。

期間：令和５年７月（全 11 回）

実施市町村：管内 11 市町村

内容：特定健診、がん検診、健康増進計画、健康づくり事業　等

ウ　中部管内市町村がん検診担当者情報交換会

目的：市町村が実施するがん検診や精度管理の取り組み状況を把握し、課題を整理し、市町村に応じた支援を行う。

※令和５年度は開催せず。沖縄県主催の市町村向けがん検診担当者研修会へ参加。

エ　市町村健康増進計画の推進

目的：市町村の健康増進事業推進体制の整備のため、健康づくり推進協議会へ委員及びオブザーバーとして参加し、助言等を行う。

協議会参加：８市町村

（宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・読谷村・嘉手納町・北中城村）

オ　生活習慣病対策

（ア）普及啓発

ａ　健康増進普及月間における生活習慣病予防及びがん検診に関するパネル展示及びパンフレット等啓発資材配布

※食生活改善普及運動、結核予防週間、がん征圧月間、がん検診受診率 50％達成にむけた集中キャンペーン月間と併せて実施

期間：令和５年９月 25 日（月）～9 月 29 日（金）

場所：サンエー具志川メインシティ　1 階北口

ｂ　市町村及び関係機関へのパネル等の貸出やパンフレット配布

（イ）中部地区における医療連携の推進

a 糖尿病連携

平成 19 年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置され、地域の糖尿病患者を地域の医療機関で支援することを目指し、研修会、勉強会、糖尿病地域医療連携システムの構築を行っている。平成 29 年度から名称を「中部地区糖尿病医療ネットワーク委員会」に変更。保健所は委員として参画。

令和５年度は委員会が５回、勉強会が４回、推奨講演会が１回開催された。

期間：令和５年４月～令和６年３月

(a) 中部地区医師会糖尿病医療ネットワーク委員会への参加（５回）

・第１回委員会　令和５年７月 21 日(金)19:00～20:00
・第２回委員会　令和５年９月７日(木)19:00～20:00
・第３回委員会　令和５年 11 月 14 日(火)19:00～20:00
・第４回委員会　令和６年１月 11 日(木)19:00～20:00
・第５回委員会　令和６年３月７日(木)19:00～20:00

(b) 医療従事者、関係者への研修会への参加（４回）

・第１回勉強会　令和５年８月 23 日(水)　WEB 講演会(参加者 87 名)
演題：「糖尿病アルゴリズムに基づく糖尿病診療」
医療法人貴和の会 すながわ内科クリニック 内科部長 神谷乗史 先生

・第２回勉強会　令和５年９月 27 日(水)　WEB 講演会(参加者 51 名)
演題：「CDE（糖尿病療養指導士）のいる糖尿病診療
～沖縄 CDE 会のあゆみとこれから～」
（社医）敬愛会 翔南病院 院長
中部地区医師会糖尿病医療ネットワーク委員会 委員長 仲地健 先生

・第３回勉強会　令和５年 11 月 29 日(水)　WEB 講演会(参加者 54 名)
演題：「健康長寿沖縄を取り戻そう
～３年間の沖縄における糖尿病診療経験を通して～」
（社医）敬愛会 ちばなクリニック 糖尿病内科 小林倫子 先生

・第４回勉強会　令和６年１月 18 日(木)　WEB 講演会(参加者 61 名)
演題：「FRC（GLP1 受容体作動薬/持効型インスリン混合製剤）、
経口 GLP1 受容体作動薬ってどうなの？」
（社医）敬愛会 ちばなクリニック 糖尿病内科 小林倫子 先生

・推奨講演会　令和６年２月１日(木)　WEB 講演(参加者 157 名)
演題：「2024 年の糖尿病診療はこう変わる！
～治療目標未達成を招く理由と改善策を再考する～」
琉球大学 大学院医学研究科
内分泌代謝・血液・膠原病内科学講座(第二内科) 教授 益崎裕章 先生

（２）地域・職域連携推進事業

ア　目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている、がん・心臓病・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。

地域保健・職域保健の連携により、特に働き盛り世代の生活習慣病予防対策及び健康増進を図るため、健康情報を共有し、保健事業実施における協働、相互の社会資源の活用を図ることを目的とする。

イ　根拠

地域保健法：地域保健対策の推進に関する基本的な指針
（平成６年厚生労働省告示第 374 号）

健康増進法：健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針
（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号

ウ　事業内容

中部地区地域・職域連携推進会議

目的：地域保健・職域保健の連携をとおして、働き盛り層を対象とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を図り、中部地区における健康おきなわ 21 を一体的に推進する。

※令和５年度は中部地区健康おきなわ 21 推進会議と合同で開催。

（３）栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善推進員地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。

- 栄養改善業務
  - 調査・研究
    - 国民健康・栄養調査（健康増進法第 10 条）
    - 県民健康・栄養調査
  - 指導業務
    - 給食施設指導（健康増進法第 18、22、23、24 条）
    - 専門的広域的栄養指導（健康増進法第 18、19 条）
    - 食生活改善推進員地区組織ボランティアの育成
      - 食生活改善推進員リーダー研修会等
    - 加工食品の栄養成分表示等に関する業者指導（食品表示法 4、5、6 条　健康増進法第 65 条）
      - 特別用途食品等に関すること（健康増進法第 26 条）
    - 管理栄養士養成施設の実習生指導
    - 地域活動栄養士への指導・研修会の開催
  - 普及・啓発
    - 中部地区健康おきなわ 21 の推進
    - 中部地区栄養情報提供店の普及
    - 月間、週間事業を通しての普及啓発
  - 行政事務
    - 栄養関係行政事務に関すること
    - 給食施設関係各種報告書に関すること
    - 栄養関係統計事務に関すること
    - 管理栄養士国家試験に関すること（栄養士法）
    - 栄養士・管理栄養士免許に関すること（栄養士法）
  - その他
    - 栄養改善業務・健康日本 21・食育に関連した市町村等への支援
    - 市町村栄養士配置への体制づくり

ア　栄養指導

健康増進法第 18 条第 1 項第 1 号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表１　栄養指導業務　　令和５年度

個別指導					集団指導（延人員）							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ　給食施設指導

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設を言う。

表２　給食施設指導状況　　令和５年度

個別指導			集団指導	
特定 給食施設	その他 給食施設	計	回数	延施設数
82	133	215	1	139

ウ　栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通した健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表３　栄養成分表示等の相談・指導状況　　令和５年度

栄養成分表示	特定保健用食品等
90 件	0 件

エ　研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表４　研修会等開催状況　　令和５年度

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
令和 5 年 6 月 8 日	市町村栄養担当者会議	27
令和 5 年 8 月 10 日	児童福祉施設給食研修会	214

オ　地区組織の育成

食を通した健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。

各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表５のとおりである。

表５　市町村食生活改善推進協議会結成状況　　令和５年度

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
宜野湾市	平成15年４月１日	39人
沖 縄 市	平成元年５月29日	95人
うるま市	平成18年６月１日	40人
嘉手納町	平成19年5月31日	15人
北 谷 町	平成20年5月26日	17人
中部支部	平成14年12月12日	

平成 28 年度より中部支部は休部。

カ　中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成 19 年度より実施している。

（ア）事業の説明及び講習会の開催

a　食品衛生講習会での事業説明：48 回

（イ）登録店舗数：27 件（令和 6 年 3 月末現在）

キ　栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条に基づき申請業務を行っている。

その状況は表 6 のとおりである。

表６　管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

令和５年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
11	14	1	11	5	3	45

ク　国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。平成 23 年度以降の調査実施概要は表 7 のとおりである。

＜国民健康・栄養調査＞

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

＜県民健康・栄養調査（5 年に 1 回実施）＞

県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

表 7　調査実施概要

調査年度	区　分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成23年度	国　民	沖 縄 市	13	46	＊国民健康･栄養調査の沖縄市（1地区）は県民健康･栄養調査と重複 ＊平成23年度県民健康・栄養調査は栄養摂取状況調査あり、なしの地区に分けて実施
	県　民	宜野湾市① 宜野湾市② 沖縄市① 沖縄市② 沖縄市③ うるま市① うるま市② 読谷村 北谷町	39 26 27 37 13 26 19 43 35	103 60 42 106 46 66 78 95 68	
平成24年度	国　民	宜野湾市① 宜野湾市② 沖縄市① 沖縄市②	44 21 41 28	135 35 138 68	＊平成24年度は大規模調査の為調査地区数、1調査区当たり世帯数を拡大し実施
平成25年度	国　民	うるま市 金武町	15 9	36 19	
平成26年度	国　民	沖 縄 市	9	20	
平成27年度	国　民	宜野湾市	14	19	
平成28年度	国　民	宜野湾市 沖 縄 市 金武町	35 55 21	69 114 45	＊平成28年度国民健康・栄養調査は大規模調査 ＊国民健康･栄養調査の３地区は県民健康･栄養調査と重複 ＊県民健康･栄養調査は、栄養摂取状況調査あり（５地区）、なし（４地区）に分けて計９地区実施
	県　民	宜野湾市 沖縄市① 沖縄市② うるま市 金武町 北谷町	28 47 40 42 32 53	52 123 92 90 61 126	
平成29年度	国　民	沖 縄 市	8	17	
平成30年度	国　民	宜野湾市	7	14	
令和元年度	国　民	沖 縄 市	11	28	
		金武町	19	26	

※令和 2･3 年度は新型コロナ感染症のため中止、令和 4･5 年度は該当なし。

（４）歯科保健事業

歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。平成 31 年 3 月に「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定され「健康おきなわ 21（第 2 次）における「歯・口腔の健康」を推進し、地域住民の歯や口の保持増進を目的に歯科保健事業を実施している。

（法的根拠）：歯科口腔保健の推進に関する法律（H23 年 8 月法律第 95 条）
地域保健法（第 5 条第 1 項）、健康増進法（第 2 章第 7 条第 6 号）
歯科保健業務指針（H9 年 3 月健政第 138 号）

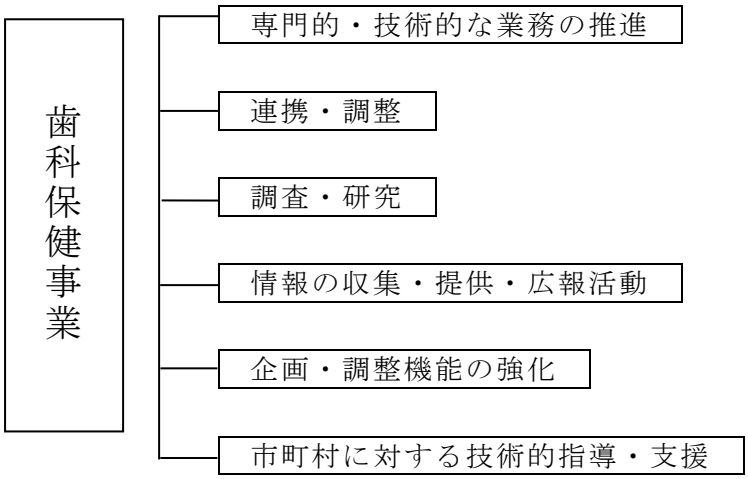

ア　歯科保健推進事業

（ア）　中部管内歯科保健推進連絡会議

効果的な歯科保健対策を推進することで地域住民の口腔状況の改善につなげることを目的とし、主に幼児期におけるむし歯予防のための環境づくりについて関係機関・団体で検討するため会議を開催している。

（イ）　沖縄県歯科口腔保健の推進に関する資料提供

対　象：管内市町村健康づくり所管課（市町村関係）
管内歯科医院（歯科医療関係）
管内児童福祉施設（保育所関係）

内　容：・「フッ化物のチカラ！！」（沖縄県、沖縄県歯科医師会）
・「たばことお口の健康」（東京法規出版）
・「はじまります！歯と口のおはなし劇場」（東京法規出版）
・「親子で歯っぴ～プロジェクト むし歯～原因と予防～」
（沖縄県、公益社団法人 沖縄県小児保健協会）

イ　普及啓発

（ア）　歯と口の健康週間パネル展

期間：令和 5 年 6 月 5 日(月)～6 月 9 日(金)
場所：沖縄市役所 1 階ロビー
内容：「歯と口の健康週間」周知及びむし歯や歯周病予防ポスター掲示
対象：一般住民

（イ） 健康増進法普及月間パネル展
期間：令和 5 年 9 月 25 日（月）～9 月 29 日（金）
場所：サンエーメインシティ
内容：むし歯や歯周病予防について普及啓発
対象：一般住民

（ウ） 歯がんじゅう月間（歯科口腔保健啓発月間）パネル展
期間：令和 5 年 11 月 20 日(月)～11 月 22 日（木）
場所：サンエーメインシティ
内容：毎年 11 月「歯がんじゅう月間（歯科口腔保健啓発月間）」周知及び むし歯や歯周病予防について普及啓発
対象：一般住民

（エ） 中部保健所ホームページへ掲載（むし歯や歯周病予防について）

（オ） 歯周病予防に関するリーフレット等の配布
期間：令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（全 48 回、1049 名）
対象：飲食店関係者
場所：食品衛生協会中部支部主催の食品衛生講習会時（中部保健所 3 階）

ウ 情報の収集・提供
（ア） 市町村歯科保健対策実施状況調査結果（健康長寿課まとめ）より、中部管 内成人対象の歯周疾患検診内容を抜粋し、中部管内市町村健康づくり事業情報交換会（対面及び Web 会議）において資料提供をおこなった。

（イ） 管内市町村が歯周疾患検診を新たに始める上での、歯科医師会および契約歯科医院とのやりとりの流れを情報提供
対象：宜野湾市、沖縄市、宜野座村、北中城村

エ 市町村への指導・助言
（ア）沖縄市、宜野座村、読谷村
「沖縄市健康づくり講演会」「宜野座村健康づくり講演会」「よみたん健康まつり 2023」で歯科保健について講演を行い、毎日の口腔ケアの必要性及びむし歯や歯周病予防、歯科医院での定期健診について周知啓発を行った。

（イ）宜野座村、北中城村
歯周疾患検診を新たに開始する宜野座村および北中城村に対し､健診票および実施要領、受診勧奨ハガキのサンプルを参考資料として情報提供した。

（５）タバコ対策事業

ア　法的根拠

平成 14 年 8 月 2 日「健康増進法」公布、健康増進法第 25 条（受動喫煙の防止）

平成 30 年 7 月 25 日「健康増進法の一部を改正する法律」公布

イ　事業内容

（ア）　改正健康増進法及び受動喫煙防止対策に関する資料提供

a 送付先　中部管内市町村健康づくり主管課：11 件

特定屋外喫煙場所を有する中部管内市町村施設管理担当課：3 件

b 内容（通知文書・パンフット・チラシ等）

資料名	種類	作成
「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）	通知文書	厚生労働省
「改正健康増進法の施行に関する Q&A」	冊子	厚生労働省
「みんなでなくそう望まない受動喫煙」	チラシ	厚生労働省
「受動喫煙対策ハンドブック」事業者のみなさん準備できていますか？	パンフレット	厚生労働省
「受動喫煙対策ハンドブック」事業者のみなさん受動喫煙対策はお済みですか？	パンフレット	厚生労働省
「みんなで作る受動喫煙のない社会」	リーフレット	東京法規出版
「禁煙支援のプロが答える禁煙 Q&A」	リーフレット	東京法規出版

（イ）　喫煙可能室設置施設の届出（新規／変更／廃止）について

県が制定した「喫煙可能室設置施設の届出に関する取扱要領」に基づき、令和元年 12 月より届出受付を開始した。既存特定飲食提供施設に該当し、喫煙可能室を設置する場合は管轄保健所へ届出が必要である。また、設置届の内容に変更が生じた場合は変更届けの提出を、喫煙可能室を廃止した場合は廃止届けの提出が必要である。各届出様式については、中部保健所健康推進班の窓口での配付や中部保健所ホームページからダウンロード可能。

a 既存特定飲食提供施設について

改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置として、「喫煙可能室」の設置が認められている。既存特定飲食提供施設とは、2020 年 4 月 1 日時点で既に営業している飲食店、個人経営または資本金・出資金の総額が 5,000 万円以下、客席面積 100 ㎡以下の条件すべてを満たす小規模の飲食店が該当する。

b 喫煙可能室設置施設届出数について

表１　喫煙可能室設置施設届出数（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）　（件）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
変更届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＊喫煙可能室設置施設届出・変更届出・廃止届出は施設の全部喫煙可能な飲食店であり施設の一部が喫煙可能な飲食店からの届出はない。

ウ　普及啓発

（ア） 世界禁煙デー（5 月 31 日）・禁煙週間（5 月 31 日～6 月 6 日）ポスター掲示
期間：令和 5 年 5 月 30 日(木)～6 月 7 日(金)
場所：中部保健所庁舎内
内容：喫煙や受動喫煙による健康被害、改正健康増進法に関するポスター掲示及びリーフレット・チラシ配布

（イ） 改正健康増進法の周知（全 48 回、1049 名）
対象：飲食店関係者
場所：沖縄県食品衛生協会主催食品衛生講習会（中部保健所庁舎内）
内容：飲食店は 2020 年 4 月 1 日から原則屋内禁煙が義務付けられたことから改正健康増進法の周知
＊改正健康増進法・受動喫煙対策関係のチラシ、リーフレット配布

（ウ） 健康増進普及月間パネル展
期間：令和 5 年 9 月 25 日（火）～27 日（火）
場所：サンエーメインシティ
内容：健康増進法の改正および受動喫煙対策の周知

（エ） 中部保健所ホームページへ掲載（改正健康増進法関連、喫煙可能室設置施設届出、禁煙治療に保険が使える医療機関、加熱式タバコ等について）

エ 受動喫煙に関する相談
（ア） 電話及び窓口での受動喫煙に関する相談
対象：第一種及び第二種施設利用者、来所者、管内市町村健康づくり主管課

Ⅲ　疾病対策（健康推進班）

1　感染症対策事業

平成 11 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、感染症の発生予防及び発生時のまん延防止対策の構築や意識の普及啓発、人材の育成及び資質の向上、患者等の人権に配慮した医療体制の整備など、総合的な感染症対策を推進している。

図１　中部保健所における感染症対策事業

感染症対策

感染症予防対策

○ 感染症発生時に、患者・接触者の健康診断、疫学調査や感染症の蔓延を防止するために必要な衛生上の指導を行う。
○ ライフステージごとの対象者に、感染症に関する知識と予防策についての普及を図る。
○ 医療機関・社会福祉施設(老人ホーム・介護施設・保育所等)等の職員を対象とした感染症対策研修会を開催し、感染対策の標準化を図る。
○ 感染症診査協議会の開催
○ 市町村が行う予防接種の指示を行い、事業の推進を図る。

感染症発生動向調査事業

○ 指定届出機関から感染症発生情報（週報・月報）の報告を受け、管内における流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開する。

感染症危機管理

○ 新型インフルエンザ等発生時の体制整備を図る。

ＨＩＶ・性感染症対策

普及啓発・教育

○ 若い世代や学校関係者、行政機関及び地域住民の方に性感染症に対する正しい知識を普及するため、パネル展や研修会、講演会等を実施。
○ イベントやキャンペーン等を利用して、幅広く周知を行う。

検査・相談事業

○ ＨＩＶ・梅毒・クラミジアの検査及び相談を実施
○ ＨＩＶ陽性者への支援体制の整備を図る。

肝炎対策

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

○ 肝炎検査及び相談を実施し、陽性者のフォーローアップや検査費用助成行うことにより、ウイルス性肝炎等の重症化予防を図る。

肝炎治療促進事業

○ Ｂ型及びＣ型肝炎ウィルスの除去を目的として行うインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療の医療費助成を行う。

（１）感染症発生動向調査及び発生時の対応

感染症法に基づき、医療機関から感染症発生情報を受け、管内における感染症の流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開している。また、1 類～4 類感染症の発生時においては、感染症法に基づき適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っている。

（２）感染症発生届出状況

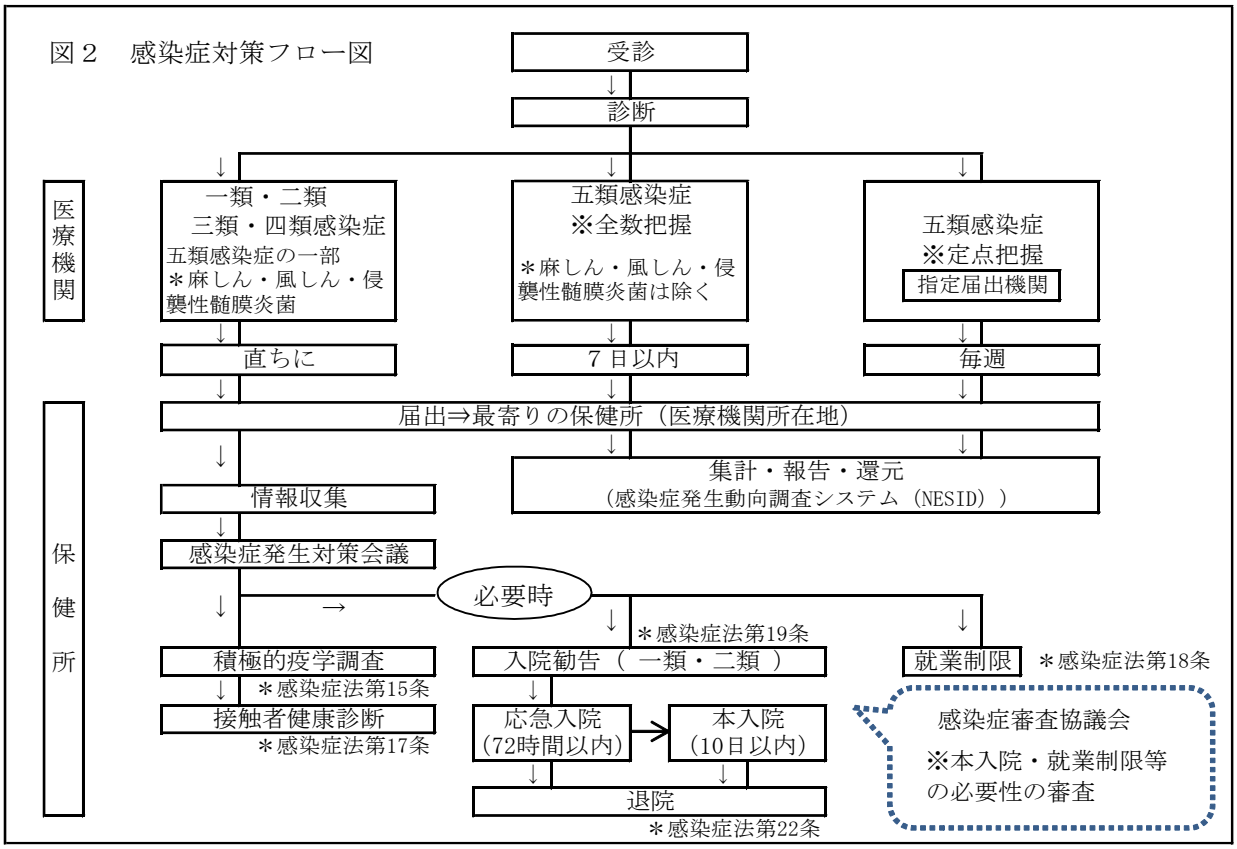

令５年１月～12 月の感染症発生は、１・２類感染症(結核を除く)０件、３類感染症３件、４類感染症６件であった。

表１　年別中部保健所管内全数把握対象疾患報告状況　（単位：人）

分類	疾患名	H31年1月～R元年12月	R2年	R3年	R4年	R5年
１類	発生なし	0	0	0	0	0
２類	結核					
	発病者	38	65	64	33	34
	潜在性結核感染症	52	55	51	32	20
３類	細菌性赤痢	0	0	0	0	
	腸管出血性大腸菌感染症					
	Ｏ－１５７	0	0	1		1
	Ｏ－１０３	0	1	1	0	
	Ｏ－１２５	0	1	0	0	
	Ｏ－　２６	0	0	0	0	
	Ｏ－１１５	0	0	0	1	
	型不明	0	4	2	0	2
	腸チフス	1	0	0	0	
４類	Ａ型肝炎	0	2	0	0	
	重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	0	
	チクングニア熱	0	1	0	0	
	デング熱	2	0	0	0	
	マラリア	0	0	0	0	
	レジオネラ症	13	8	6	5	3
	レプトスピラ症	2	0	0	2	3
	E型肝炎	0	0	1	1	
５類	アメーバ赤痢	0	0	1	0	
	ウイルス性肝炎	1	0	0	0	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	18	14	16	15	15
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	0	0	0	0	
	急性脳炎	2	0	0	0	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	3	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	0	0	2	2
	後天性免疫不全症候群	2	1	6	1	3
	ジアルジア症	0	0	1	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	11	5	3	0	2
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1	0	0	0	
	侵襲性肺炎球菌感染症	45	29	13	12	23
	水痘（入院例）	1	0	0	0	
	梅毒	9	11	21	27	24
	破傷風	2	0	1	0	
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	1	0	
	百日咳	46	11	1	1	
	風しん	1	0	0	0	
	麻しん	0	0	0	0	
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	0	
新型コロナウイルス感染症※		―	1,905	15,556	161,158	2,660

※新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日から５類感染症（定点把握対象）に移行。

表２　令和５年１月～１２月　中部保健所管内定点把握対象疾患月別報告状況（単位：人）

	疾　患　名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1	ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	4,398	1,629	227	91	65	76	277	329	1,236	1,278	515	631	10,752
2	RSｳｲﾙｽ感染症	9	5	5	38	36	97	169	27	4	3	0	3	396
3	咽頭結膜熱	8	11	10	13	9	8	33	61	155	155	108	77	648
4	A群溶血性ﾚﾝｻ球菌咽頭炎	27	36	57	66	47	42	56	104	59	51	101	129	775
5	感染性胃腸炎	59	42	42	68	53	49	34	18	27	21	27	22	462
6	水痘	3	7	2	2	2	2	1	1	0	2	2	0	24
7	手足口病	57	112	111	171	58	9	5	4	44	89	37	33	730
8	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	6
9	突発性発疹	8	7	10	10	18	9	12	7	14	9	8	7	119
10	ﾍﾙﾊﾟﾝｷﾞｰﾅ	0	1	0	1	1	3	13	14	8	5	2	0	48
11	流行性耳下腺炎	0	1	1	3	4	3	8	0	3	1	3	2	29
12	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
13	流行性角結膜炎	2	0	1	1	0	0	1	1	7	14	4	1	32
14	細菌性髄膜炎（真菌性含む）	0	2	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	8
15	無菌性髄膜炎	0	1	3	1	1	0	0	0	0	0	2	1	9
16	ﾏｲｺﾌﾟﾗｽﾞﾏ肺炎	0	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1	1	7
17	ｸﾗﾐｼﾞｱ肺炎（ｵｳﾑ病除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	感染性胃腸炎（ﾛﾀｳｲﾙｽによる）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	新型コロナウイルス感染症	0	0	0	0	644	1,932	1,862	487	683	272	81	111	6,072
	計	4,571	1,854	473	467	938	2,232	2,472	1,055	2,241	1,902	891	1,023	20,119

（３）感染症診査協議会

平成 19 年４月、結核予防法を廃止し感染症法に統合したことで、結核診査協議会が感染症診査協議会に統合された。

令和５年度開催回数：　22　回　（原則として毎月第２、第４木曜日開催）

（４）中部地区感染症対策ネットワーク会議

平成 24 年１月、管内医療機関（中部病院、中頭病院、中部協同病院、中部徳州会病院、沖縄病院、ハートライフ病院）及び関係機関がネットワークを構築し、感染症発生状況等の情報共有化と、感染症対策について協議することにより中部地区の感染症対策の強化を図ることを目的として設置。保健所を事務局として、年に１回以上の会議を開催している。

ア　令和５年度　中部地区感染症対策ネットワーク会議

（ア）第１回：令和５年６月

a 感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算について

b 麻しん・エムポックス（サル痘）疑い発生時の対応について

（５）感染症予防対策研修会

医療施設、高齢者福祉施設、保育所・幼稚園・学校等の施設職員が、感染症発生時に迅速・的確に感染拡大防止策が実施できるよう平常時から感染症予防知識の啓発を行い、自主的に予防対策を行えるよう支援することを目的に毎年開催している。令和５年度は、感染症医療確保課医療体制確保班施設支援グループが福祉施設向けの研修会を実施していることを踏まえ、所内で検討した結果、所内向けに「高病原性鳥インフルエン

ザ発生時の対応」について研修会を開催した。

（６）予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。県保健所は、予防接種法第３条第１項に基づき、市町村が行う予防接種の指示を行い、予防接種事業の円滑な推進を支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持つ。

ア　管内市町村予防接種担当者会議

開催日：令和５年 12 月 25 日

内　容：定期予防接種実施状況の報告

MR ワクチンについて

各市町村からの意見、照会内容について

予防接種に関する間違いについて

予防接種における間違いを防ぐために

（７）HIV・性感染症検査・HTLV-1 検査・相談

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や HIV 抗体検査を実施。より検査を受けやすくするために、平成５年 10 月より、HIV 抗体検査の無料化（匿名検査）を実施した。中部保健所においては、平成 17 年４月より検査当日に結果が判明する即日検査を、平成 19 年５月から夜間即日検査（毎月第３水曜日）を開始した。しかし、平成 28 年９月より毎月の夜間検査を休止している。

その他の性感染症対策としては、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査を平成 25 年度より無料化。受検者への教育啓発、陽性者への早期治療につなげるための受診支援を実施することにより、予防及びまん延防止を図っている。

HTLV-1 検査・相談については、平成 23 年７月より実施しており、年間の検査相談件数は２～３件である。

ア　HIV 及び性感染症検査の実施状況

令和２年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴い、HIV 及び性感染症の検査は７月のみ実施。令和３年 11 月に検査を再開するも新型コロナウイルス感染症の感染急拡大による保健所業務調整のため、令和４年１月再度検査中止。その後、新型コロナウイルス感染症にかかる対応業務が縮小されたため、令和４年 10 月から週１日の検査を再開した。令和５年度は、週２日の検査を実施した。

表３　年度別 HIV 抗体検査件数（男女別）　（単位：件）

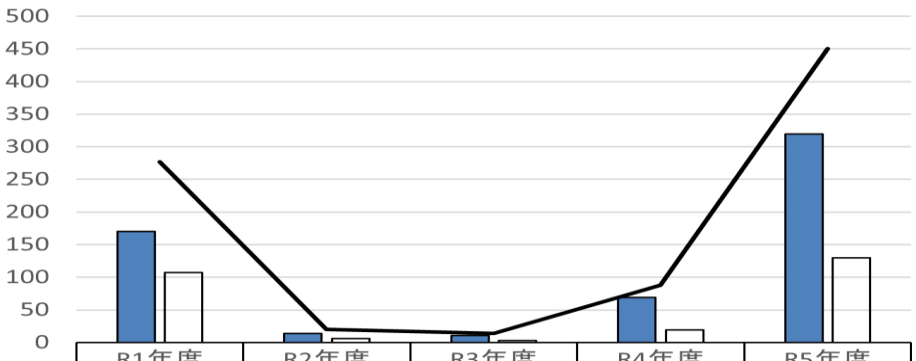

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
検査数 男	170	14	11	69	320
検査数 女	107	6	3	19	130
検査数 総数	277	20	14	88	450

表４　年度別梅毒・クラミジア検査件数　　（単位：件）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度
梅　毒	266	18	13	88	445
クラミジア	221	16	0	0	391

（８）肝炎対策

国は平成 26 年度に「特定感染症検査等事業実施要領」を改正し「ウイルス性肝 炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を策定しており、本県においても平成 27 年度より「沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を定め B 型・C 型肝炎ウイルス検査及び相談・陽性者のフォローアップを実施している。

また、平成 20 年４月１日より将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費助成が始まり、平成 26 年 12 月よりインターフェロンフリー治療にかかる医療費助成が追加された。

ア　B 型・C 型肝炎ウイルス検査の実施状況

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対応の為、B 型・C 型肝炎ウイルス検査を休止し、専門医療機関での検査を依頼した。令和５年度は週１日の検査を開始した。

表５　年度別 B 型・C 型肝炎ウイルス検査実施件数　　（単位：件）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
B型	38	4	0	0	24
C型	36	4	0	0	23

＊コロナ渦のため、令和 3、4 年度は検査未実施

表６　肝炎検査費用助成申請数　　（単位：件）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
初回精密検査	2	1	2	0	2
定　期　検　査	4	4	2	3	5

表７　年度別肝炎治療受給者証交付申請数　　（単位：件）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請数	197	100	191	200	198

＊コロナ禍のため令和２年度は更新については自動更新となったので件数は少ない。

（９）新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、令和元年 12 月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。世界保健機関(WHO)は令和 2 年 1 月 30 日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言した。国内では令和 2 年 1 月 16 日に初めて患者が報告され、同年 2 月、感染症法に基づく指定感染症に指定された後、令和 3 年 2 月に新型インフルエンザ等感染症に変更された。令和 5 年 5 月からは、5 類感染症に分類されることになり、全数把握から定点把握に変更された。

中部保健所管内では、令和 2 年 4 月に 1 例目の患者が報告され、令和 5 年 5 月に 5 類に変更されるまでの間（令和 2 月 4 月～令和 5 年 5 月）に約 18 万例の報告があった。

図３　中部保健所管内報告数の推移（令和２年４月～令和５年５月）

（単位：件）

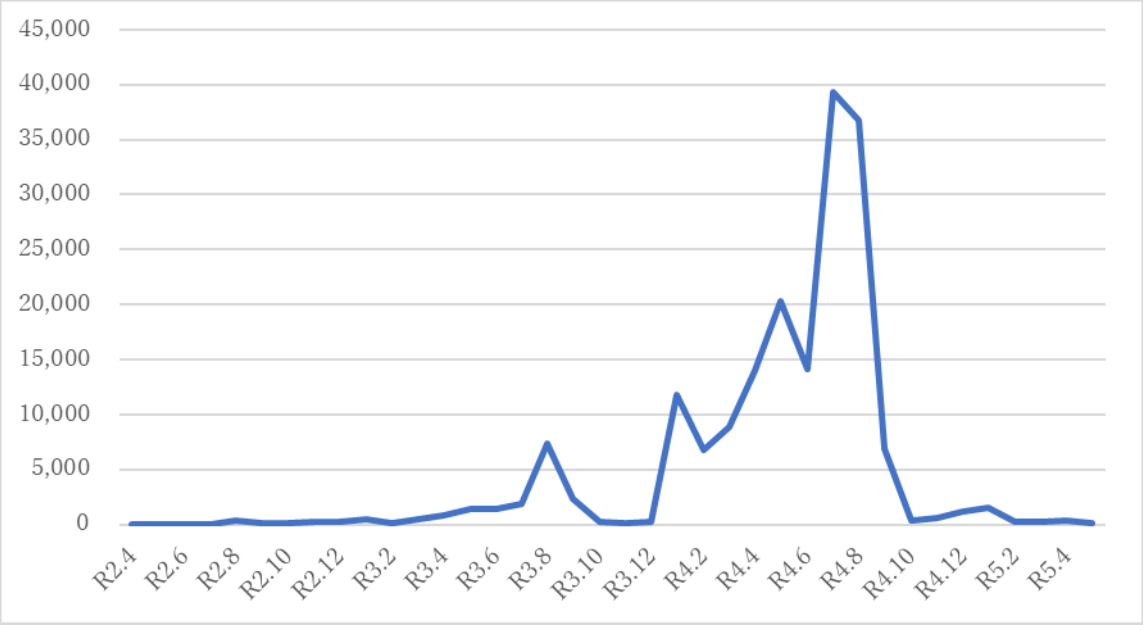

○保健所対応

中部保健所では、研修会や定例の検査等を中止したほか、様々な関係機関等に応援を依頼し、新型コロナウイルス感染症対応を行った。主に中部保健所相談センターでの相談対応、陽性者への健康観察・療養終了の連絡、行政検査における PCR 検査検体の搬送、管内医療機関との連携などの業務を行った。

相談センターでは、療養中の健康相談や検査・受診、後遺症に関する相談、入院費の公費負担に関する相談、福祉施設での感染対策に関する相談など多岐にわたる相談に対応した。

陽性者数が増加し、業務が逼迫する中、陽性者への初回連絡における SMS の活用、RPA(Robotic Process Automation)を導入し一部業務を自動化するなど、業務の効率化に努めた。

図４　相談センター電話対応件数の推移（令和２年４月～令和５年５月）

（単位：件）

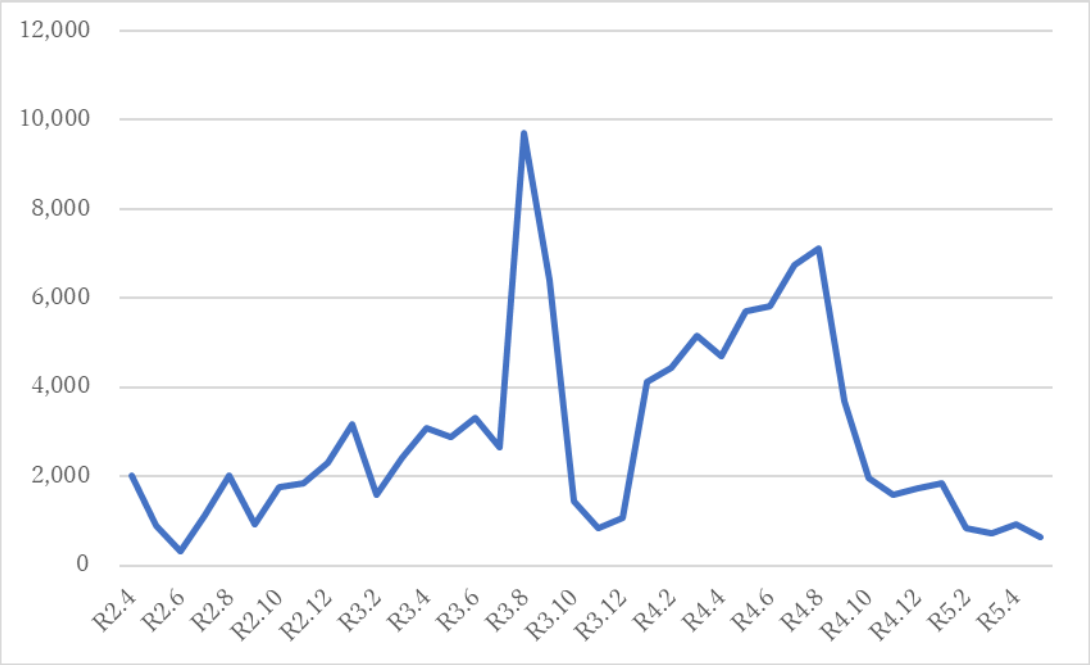

（１０）関係機関との調整

中部保健所では、関係機関が主催する会議等に出席し、平時より様々な関係機関等と感染症発生に関する情報交換の機会を持つことで有事の際に円滑に連携ができるよう努めている。

ア　感染対策向上加算合同カンファレンス

診療報酬における「感染対策向上加算 1」を取得する施設が主催する会議であり、それぞれが連携する医療機関や地区医師会、保健所が参加し、施設内の感染症対策及び感染症･微生物検査状況や抗菌薬使用状況などの情報共有と意見交換などを主な議題としている。

（ア）　令和５年度開催状況：21 回

a　中頭病院：４回

b　沖縄病院：４回

c　中部徳洲会病院：５回

d　ハートライフ病院：４回

e　沖縄県立中部病院：４回

2 結核対策事業

（1） 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われている。保健所は、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所で把握した諸情報や訪問で把握した情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

（2） 体系図図３ 結核患者の届出から登録削除までの流れ

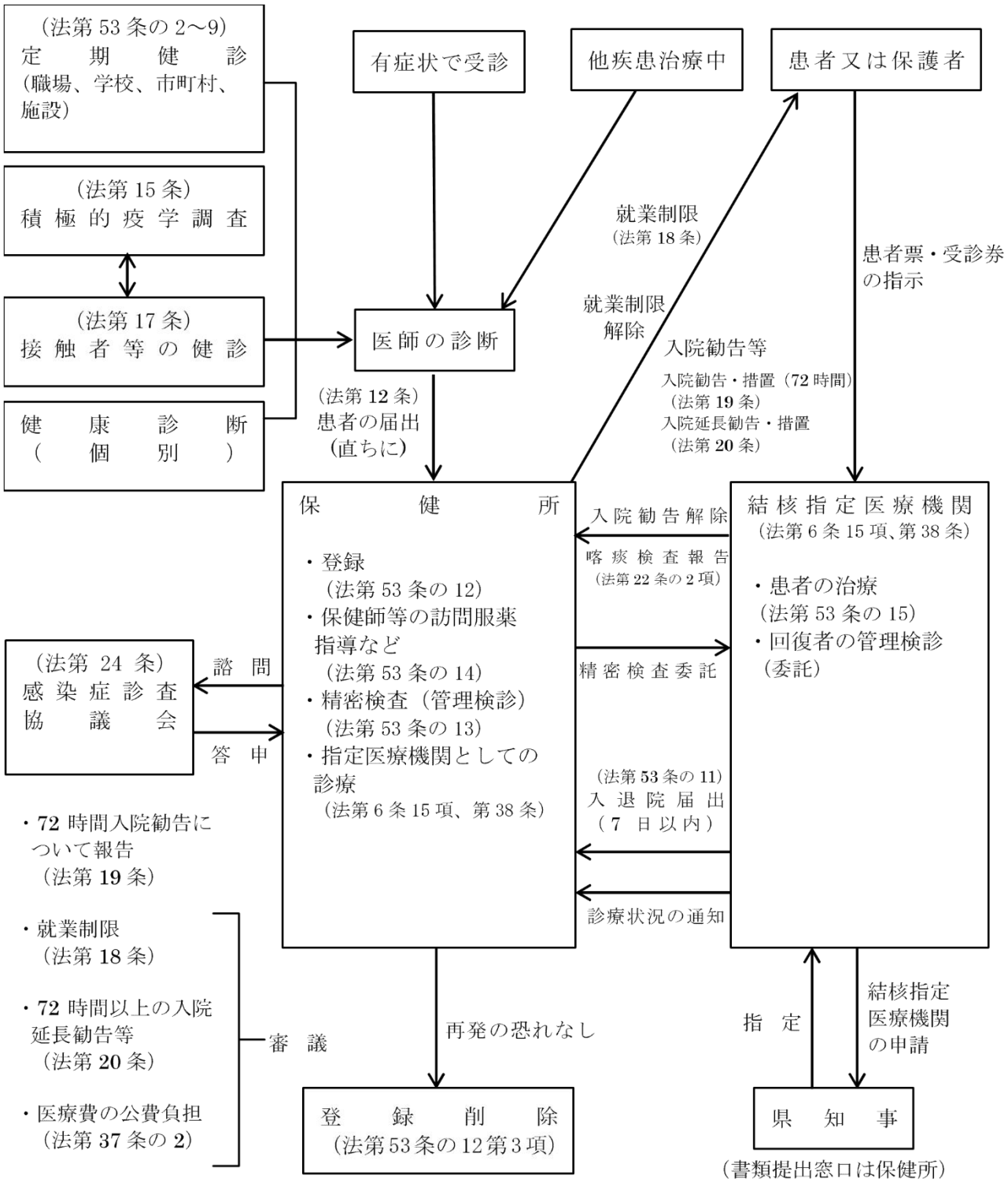

（３） 結核登録患者状況

ア　新登録患者数及び罹患率（LTBI を除く）の年次推移

中部保健所管内および県内の結核罹患率は令和３年まではおおむね 10 を超えていたが、令和４年からは減少し、令和５年の中部保健所管内の罹患率は 7.3、県内の罹患率は 8.7 となっている。罹患率減少の背景として、令和 ２年から続いた新型コロナウイルス感染症による受診控えや健診未実施が影響していると考えられる。

表８ 新登録患者数及び罹患率 （LTBI を除く）

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者（人）	罹患率（%）	新登録者（人）	罹患率（%）	新登録者（人）	罹患率（%）
令和元年	38	7.5	176	12.1	14,460	11.5
令和２年	65	12.7	186	12.7	12,739	10.1
令和３年	63	12.3	175	11.9	11,519	9.2
令和４年	33	6.3	119	8.1	9,742	7.8
令和５年	38	7.3	128	8.7		

資）結核サーベイランス（罹患率：人口 10 万人あたりの罹患患者数）

イ　活動分類別新登録患者の年次推移

令和５年の中部保健所管内における活動性結核新登録者は 38 人であり、うち肺結核活動性患者は 21 人（55.3%）、肺外結核活動性患者は 17 人（44.7%）である。肺結核活動性患者 21 人のうち８人が喀痰塗抹陽性である。潜在性結核感染症（LTBI）の新登録者は 24 人となっており、直近５年間で最も少ない新登録者となっている。

表９ 活動分類別新登録患者数　　単位：人

年	区分	活動性結核								※潜在性結核感染症（別掲）
			肺結核活動性						肺外結核活動性	
				喀痰塗抹陽性			その他結核菌陽性	菌陰性・その他		
		総数	総数	総数	初回治療	再治療				
令和元年	中部	38	27	13	13	0	9	5	11	52
	県	176	124	50	47	3	48	26	52	135
令和２年	中部	65	49	24	24	0	16	9	16	55
	県	186	129	62	61	1	51	16	57	137
令和３年	中部	63	41	20	18	2	15	6	22	51
	県	175	118	50	47	3	50	18	57	102
令和４年	中部	33	19	9	9	0	7	3	14	32
	県	119	79	32	32	0	36	11	40	117
令和５年	中部	38	21	8	8	0	12	1	17	24
	県	127	84	36	34	2	35	13	43	124

資）結核サーベイランス

ウ　年齢階級別新登録患者の年次推移

令和５年の 70 歳以上の高齢者は、中部保健所管内は 22 人で全体の 57.9%を占めており、沖縄県では 79 人で全体の 62.2%を占めている。

表 10 年齢階級別新登録患者数　　単位：人

		令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年	
		県	中部	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部
年齢区分		176	38	186	65	175	63	119	33	127	38
年令別階級別	0～4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	0	0	3	2	3	0	0	0	3	0
	20～29	12	1	13	1	13	4	13	2	10	3
	30～39	7	2	3	0	5	3	3	1	8	4
	40～49	5	2	11	5	8	3	5	1	5	3
	50～59	13	2	17	4	15	8	5	1	8	3
	60～69	19	3	22	10	21	8	9	3	14	3
	70 才以上	120	28	116	42	110	37	84	25	79	22

資)結核サーベイランス

エ　市町村別新登録患者年次推移

令和５年において、罹患率 10 を超えていた中部保健所管内の市町村は、宜野湾市、うるま市、宜野座村、金武町、北谷町である。

表 11 市町村別新登録患者数

市町村	令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	9	9.2	11	11.1	13	13.1	8	8.0	10	10.0
沖縄市	12	8.5	20	14.1	14	9.8	8	5.6	7	4.9
うるま市	7	5.8	17	13.9	18	15.5	9	7.1	13	10.3
恩納村	1	9.1	5	46.6	1	9.2	2	17.8	0	0.0
宜野座村	0	0.0	1	17.1	1	16.9	1	16.8	1	16.7
金武町	2	17.7	1	8.9	4	35.6	0	0.0	2	18.5
読谷村	2	5.0	4	10.1	4	10.0	5	12.0	1	2.4
嘉手納町	0	0.0	1	7.5	1	7.6	0	0.0	0	0.0
北谷町	2	7.1	4	14.2	2	7.0	0	0.0	3	10.6
北中城村	2	12.0	0	0.0	1	5.9	0	0.0	1	5.5
中城村	1	4.6	1	4.6	4	18.1	0	0.0	0	0.0
管内総数	38	7.5	65	12.7	63	12.3	33	6.3	38	7.3
沖縄県	176	12.1	186	12.8	175	11.9	119	8.1	128	8.7

資）結核サーベイランス

（４） 患者管理

ア　国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ　中部保健所地域 DOTS 事業

平成 17 年４月の結核予防法改正（平成 18 年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は保健所長や医師の責務として定められ、DOTS（※ 注)の推進が求められている。

(※注)DOTS とは支援者が服薬を見守り確認し治療を支援する方法

（ア）　中部保健所では平成 15 年度から、結核特別対策事業として服薬中断が予測されるハイリスク者を対象に地域 DOTS 事業を開始した。平成 22 年からは潜在性結核感染症を含む全結核患者に対象を拡大している。

平成 16 年 11 月からは毎月１回所内 DOTS･コホート検討会を開催し、患者の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告・服薬支援評価を行い、服薬中断の予防に努め、患者の治療完遂を目指している。

（イ）　中部保健所では、平成 26 年１月から結核患者の地域における服薬支援の実施方法のひとつとして、結核指定医療機関に指定されている薬局の協力のもと、

「薬局を活用した服薬支援事業（薬局 DOTS)」を実施している。

（ウ）　中部保健所管内の関係機関との連携を図り地域 DOTS 支援体制を強化することを目的に、令和５年度は中頭病院・ちばなクリニックとの連絡会議を１回開催した。

（エ） 研修会

結核患者が利用していた事業所を対象に実施。令和５年度は有料老人ホームの職員を対象に開催。患者早期発見に向けた取り組みや患者発見時の保健所との連携体制について知り、必要な対策がとれることを目的として実施した。(年１回、10 施設 14 名参加)

ウ　結核登録患者への支援状況

患者の届出を受け、１週間以内の患者・家族面接を実施している。令和５年度の訪問指導実人員は 52 人、延人員 186 人である。また、電話相談の延人員は 1119 人、来所相談の延人員は、198 人である。

表 12 結核登録患者への支援内訳　　令和 5 年度 単位：人

訪問指導				相談		薬局 DOTS	
				電話	来所		
実人員	（再掲）DOTS	延人員	（再掲）DOTS	延人員	延人員	実人員	延人員
52	50	186	175	1119	198	4	9

資）地域保健・健康増進事業報告

エ　感染症診査協議会

感染症法第 24 条に基づき設置され、同法第 18 条第 1 項の規定による就業制限、第 19 条、第 20 条の規定による入院勧告並びに入院延長、第 37 条の２による医療費の申請に関する必要な事項を審議し、意見を述べる。

（ア） 感染症診査協議会開催状況

令和５年度開催回数：22 回（原則として毎月第２、第４木曜日開催）

（イ） 公費負担申請諮問件数

感染症法第 37 条による入院勧告患者の医療費、第 37 条の２による外来治療患者等に対する医療費の公費負担について諮問する。

表 13 公費負担申請諮問内訳　　令和５年度 単位：件

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37 条	37 条の 2	37 条	37 条の 2	37 条	37 条の 2
131	22	107	0	1	0	1

（ウ） 感染症診査協議会委員

感染症診査協議会委員は３人以上で組織し、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者の他、人権擁護の観点から法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者のうちから、県知事が任命する。

沖縄県においては委員は６人以内で組織している。

任期：２年（令和５年４月１日～令和７年３月 31 日）

表 14 感染症診査協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・職名
委員長	比嘉 太	独立行政法人国立病院機構沖縄病院 統括診療部長
委 員	横山 周平	沖縄県立中部病院 感染症内科医長
委 員	伊敷 晴香	社会医療法人敬愛会中頭病院感染症・総合内科医師
委 員	渡慶次 賀博	医療法人徳洲会中部徳洲会病院　副院長
委 員	仲眞 みちよ	司法書士・土地家屋調査士仲眞みちよ事務所司法書士
委 員	澤岻 京子	うるま市具志川西民生委員・児童委員協議会赤道区担当 副会長

（５） ハイリスク者及び濃厚接触者対策

ア 接触者健康診断の実施（感染症法第 17 条）

結核患者の周囲の感染者及び発病者の早期発見と感染源調査を目的に接触者健診を実施している。接触者に対して、健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、経過観察を行っている。

（ア）接触者健康診断検討会令和５年度の接触者健康診断検討会開催は 26 回である。

検討会結果は、接触者健診対象 173 名、接触者健診対象外 474 名となっている。

表 15 接触者健康診断検討会の実施状況　　令和５年度 単位：件、人

回数（回）	検討患者実件数	検討延件数	健診対象者			健診対象外	
			同居家族	別居家族	その他（職場等）	家族	その他
26	59	87	36	23	114	24	450
計			173			474	

（イ）管内の接触者健康診断受診状況

令和５年接触者健診対象者は 192 名で 188 名（97.9%）受診している。そのうち、肺結核と診断されたものは１名で、７名が潜在性結核感染症と診断されている。

※職場健診結果等の確認のみの場合は、対象者数に含んでいない。

表 16 管内の接触者健康診断受診状況　　令和５年 単位：人

		対象者	受診者	受診率	結核患者	潜在性結核感染症
家族、その他		125	122	97.6%	0	6
集団	一般病院・精神病院	15	15	100.0%	0	0
	老人・福祉施設等	33	32	97.0%	0	0
	職場・学校等	15	15	100.0%	0	0
	その他	4	4	100.0%	1	1
計		192	188	97.9%	1	7

イ ハイリスク児対策

平成 17 年４月結核予防法改正により BCG 直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして保健所紹介された児に対し、経過観察及び周囲の感染源調査を実施している。また、反応が見られた児の相談も行っている。

表 17 コッホ現象報告内訳　　単位：件

	保健所紹介数	結果		
		終了（BCG の通常の経過）	経過観察	コッホ診断にて予防的治療
令和３年度	0	0	0	0
令和４年度	0	0	0	0
令和５年度	1	0	0	1

（６） 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）

接触者及び管理検診中の結核登録患者に対し、血液検査及び喀痰検査を実施している。令和５年度は、接触者に対し延 109 回の QFT 検査を実施、接触者及び結核登録患者に対し、喀痰による結核菌検査を実施している。

表 18 生化学検査・結核菌検査数　　令和５年度 単位：件

血液検査			喀痰検査			
QFT	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
109	0	0	4	4	1	0

（７） 胸部レントゲン検査

結核登録患者及び接触者健診対象者に対し、胸部レントゲン検査により活動性結核の評価を行う。令和５年度は、管理検診中の結核登録患者延 40 人、接触者検診対象者延 128 人に胸部レントゲン撮影を実施している。

表 19 胸部レントゲン撮影実施状況　　令和５年度 単位：人、件

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
管理検診実人員	2	5	0	2	4	4	7	6	4	2	2	2	40
接触者健診実人員	10	10	7	31	12	9	3	9	7	5	6	19	128
撮影延件数	12	15	7	33	16	13	10	15	11	7	8	21	168

資）X 線照射記録

（８） 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア　結核予防週間（９月 24 日～９月 30 日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

（ア） 広報資料等の配布

管内 11 市町村および管内地域包括支援センター26 か所を通して、結核予防週間の周知、取り組みを掲載し、住民及び関係者へ結核予防の周知を図った。

（イ） パネル展示

サンエー具志川メインシティにおいて、９月 25 日～９月 29 日の「結核予防週間」期間中、および 11 月 20 日～11 月 22 日の期間に結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等、結核の現状についてパネル展示を実施した。また中部保健所内では通年展示を行い、普及啓発をはかっている。

（９） その他

ア　結核サーベイランス事業

（昭和 61 年健医発第 704 号厚生省保健医療局通知による）

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ　結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法第 38 条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

表 20 結核指定医療機関数　　令和５年度 単位：件

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
89（5）	160（11）	2

（　）は令和５年度新規指定数

ウ　管理検診委託状況

感染症法第 53 条の 13 に基づき、結核治療終了後２年間は再発の有無を確認するため、６ヶ月に１回以上、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行う。

管理検診は、受診者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

エ　結核定期健康診断の実施状況報告（法第 53 条の２、53 条の７）

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。(別表：統計ページ参照)

3　その他の疾病対策

（1）骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア　根拠法令及び目的

（ア）平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

（イ）「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成7年7月1日施行
目 的：骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ　骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の登録の意思を確認後、採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付：毎月第3水曜日 9:30～11:30（予約制）

登録件数：中部保健所での登録受付件数は毎年度10人未満で推移している。

表1　年度別骨髄バンク登録受付状況　（件）

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	2	7	3	2	5	4	2

（2）石綿健康被害救済法に基づく救済給付の申請・請求手続について

ア　根拠法令及び目的

（ア）法令：「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

（イ）目的：石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労災補償（労働保険）等で保障されない方に対して救済給付の支給を行う。
対象となる指定疾病は「中皮腫」「石綿による肺がん」「著しい呼吸障害を伴う石綿肺」「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」。

（ウ）保健所で行う業務

平成18年4月10日に沖縄県（文化環境部環境政策課）と独立行政法人環境再生保全機構で「石綿健康被害救済給付業務委託契約」により締結。

a　申請書及び各種届出書等の受付及び受付書類の送付（独立行政法人環境再生保全機構で判定及び給付を行う）

b　制度の説明及び相談等

イ　申請件数等

令和5年度においては、石綿健康被害に関する相談は5件、そのうち認定申請は1件、指定疾病にかかりお亡くなりになった方のご遺族で、労災補償等の給付を受けることができない方に支給される特別遺族弔慰金等の申請件数は0件であった。

表2　年度別石綿健康被害救済制度に関する相談･申請等状況　（件）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	17	1	1	7	5	6	5	8	4	0	5
認定申請件数	0	0	2	1	0	0	1	1	2	0	1
特別遺族弔慰金等請求件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

Ⅳ　生活者支援対策

1　母子支援

（1）母子保健（地域保健班）

○健やか親子おきなわ21（第2次）における中部保健所母子保健事業

沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ2010」は平成13年度に策定され、平成26年度に最終評価を迎えた。新たな課題をふまえ、平成27年度からの10年間を計画期間とした「健やか親子おきなわ21（第2次）」が策定された。また、令和元年度には、5年間の目標達成状況や取り組みに関する中間評価を実施している。

10年後に目指す姿			
沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長する			
主要課題	主要目標	具体的目標	中部保健所母子保健事業
〈基盤課題1〉 切れ目のない妊産婦への保健対策と地域づくり	妊産婦支援体制の充実、すべての赤ちゃんが元気に生まれ育つ	低出生体重児が減少する 妊産婦が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり	〈関係機関との連携〉 ・管内市町村情報交換会 ・管内市町村母子保健担当者会議 ・ハイリスク妊産婦連携会議
〈基盤課題2〉 子どもへの保健対策と地域づくり	すべての子どもが望ましい生活習慣を獲得し、主体的に健康づくりに取り組むことができる	子どもが望ましい生活習慣を身につける 子どもの事故を防止する 適切な受診行動がとれる	〈医療費助成及び相談〉 ・小児慢性特定疾病医療費助成申請、相談 ・先進医療不妊治療費助成事業 ・妊娠高血圧症候群等療養援護費 ・先天性代謝異常等検査における要精密検対象者への受診状況確認
〈基盤課題3〉 思春期からの保健対策と地域づくり	思春期から主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実	10代の人工妊娠中絶率及び10代の性感染症率の減少 深夜徘徊、飲酒、喫煙をする10代の減少 子どもの心の問題について、相談できる体制が充実する	
〈重視すべき課題〉 のびのびと心豊かに子育てができる地域づくり	①親や子どもの多様性を尊重し、それを支える地域の実現 ②児童虐待のない地域の実現	子育てに喜びを感じる親が増える 育てにくさを感じる親を早期に支援する体制の充実 虐待される子どもが減る	〈小児慢性特定疾病児童等自立支援事業〉 ・家庭訪問、電話、来所等による個別相談・支援 ・小児慢性特定疾病児童等の学習会及び交流会

ア 医療費助成及び相談

（ア） 小児慢性特定疾病医療費助成制度

根拠：児童福祉法第 19 条の 3 第 3 項

目的：小児慢性特定疾病児の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児等家庭の医療費の負担軽減を図る。

表 1 小児慢性特定疾病 疾患群別受給状況　　令和 5 年度（人）

年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
令和元年度	83	73	101	222	306	32	33	34	11	9	98	34	19	2	10	4	1,071
令和 2 年度	88	85	106	240	354	35	37	37	12	10	113	43	18	3	10	4	1,195
令和 3 年度	86	71	95	203	284	30	52	36	10	10	113	48	17	3	11	4	1,073
令和 4 年度	91	69	96	179	278	31	51	34	9	7	110	52	21	4	9	4	1,045
令和 5 年度	98	69	101	182	266	35	59	34	14	10	108	49	24	5	13	4	1,071

*平成 27 年 1 月から免疫疾患群・先天異常症候群・皮膚疾患追加。

*平成 30 年 4 月から骨系統疾患群・脈管系疾患群追加。

*令和 3 年 11 月から 26 疾病が追加され、16 疾患群 788 疾病（包括的病名を除く）が対象。

表 2 小児慢性特定疾病 市町村別疾患別受給者状況　　令和 5 年度　（人）

疾患分類 ＼ 年度		悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
新規		22	9	19	25	54	8	9	2	5	2	14	6	7	1	2	0	185
更新		76	60	82	157	212	27	50	32	9	8	94	43	17	4	11	4	886
重症（再掲）		14	11	69	32	38	7	6	8	6	3	49	14	16	2	2	1	278
呼吸器（再掲）		0	0	28	5	4	0	0	3	0	0	16	0	6	0	0	0	62
総計		98	69	101	182	266	35	59	34	14	10	108	49	24	5	13	4	1071
受給者の市町村別内訳	宜野湾市	17	15	16	35	113	7	16	6	3	0	25	7	4	2	2	1	269
	沖縄市	27	20	32	46	51	10	16	12	5	4	27	17	9	1	4	0	281
	うるま市	24	12	26	46	27	7	8	7	3	6	27	12	9	2	3	1	220
	恩納村	0	1	0	4	7	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	17
	宜野座村	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	9
	金武町	0	4	3	4	0	0	3	1	1	0	1	2	0	0	2	0	21
	読谷村	9	4	8	18	19	4	4	0	1	0	3	2	1	0	1	0	74
	嘉手納町	3	2	3	4	6	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	25
	北谷町	6	3	4	12	11	0	3	3	1	0	1	5	0	0	0	0	49
	北中城村	1	2	5	5	9	1	2	2	0	0	4	2	0	0	1	0	34
	中城村	9	6	4	8	20	3	5	3	0	0	10	1	1	0	0	0	70
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2

表 3 小児慢性特定疾病 人工呼吸器装着者 疾病別市町村別受給者状況　　令和 5 年度（人）

疾患群 / 市町村	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
宜野湾市	0	0	4	1	0	0	0	2	0	0	4	0	2	0	0	0	13
沖縄市	0	0	14	2	3	0	0	1	0	0	8	0	3	0	0	0	31
うるま市	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	6
恩納村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
読谷村	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
嘉手納町	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
北谷町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北中城村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
中城村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
合計	0	0	28	5	4	0	0	3	0	0	16	0	6	0	0	0	62

（イ） 先進医療不妊治療費助成事業（令和 4 年度開始）

根拠：沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱

目的：不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、厚生労働省の先進治療関連の技術に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

〈制度の経緯〉

令和 4 年度から不妊治療は保険適用へ移行したが、一部の治療については保険適用外となったことから、沖縄県では保険適用外となった不妊治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費を助成する事業を開始した。令和 4 年 4 月 1 日以降に不妊治療を開始し、治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること、夫婦の何れかが沖縄県内（那覇市以外）に住所を有していること、治療開始時点における妻の年齢が 43 歳未満の夫婦を対象として助成金交付を実施した。

表 4 市町村別先進医療不妊治療費申請件数　　（件）

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
令和4年度	41	42	33	6	1	1	14	3	9	4	8	162
令和5年度	80	91	73	7	6	10	32	10	23	7	19	358

（ウ）妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：沖縄県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）であって、入院期間 7 日以上、世帯の前年所得課税額が 15,000 円以下の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために 7 日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

表 5 妊娠高血圧症候群療養援護費 申請件数 （件）

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数	0	0	0	0	0

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

根拠：児童福祉法 19 条の 22
沖縄県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目的：慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

（ア） 訪問指導

目的：長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族に対し、適切な療養の確保、必要な情報提供を行い、療育上での悩みや不安等の軽減を図る。

表 6 家庭訪問状況 （件）

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実数	57	64	50	61	77
延数	93	100	58	108	114

（イ） 小児慢性特定疾病児童の保護者等学習会

目的：小児慢性特定疾病児童等の介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等の療養生活の改善及び家庭環境の向上を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の福祉の向上を図る。

日時	令和 5 年 12 月 5 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 3 時
対象	長期的な療養を必要とする児童を育てる保護者
参加者	学習会 4 名 交流会 4 名
内容	1. 事例紹介「人工呼吸器を着けた生活ってどんな感じ？ ～A 君の生活を見てみよう！～」 2. 保護者交流会 「日々の生活で悩んでいることや工夫していることについて」

ウ 関係機関との連携

（ア） 管内市町村情報交換会

根拠：母子保健法第 8 条

地域保健法第 6 条第 1 号・第 8 号、第 8 条

目的：管内市町村および保健所が、各市町村における母子保健活動や事業について情報交換を行い、母子保健事業の円滑な推進を図る。

日時	令和 5 年 5 月 9 日（火）～5 月 19 日（金）午前または午後
対象	管内全 11 市町村の母子保健担当者
内容	1. 保健所の体制及び業務内容等紹介 2. 市町村の体制及び業務内容等紹介 3. 市町村母子保健事業に関する情報共有及び意見交換 (1) 市町村における母子保健上の課題及び解決に向けての取り組み等について (2) 子育て世代包括支援センター設置にかかる母子保健事業への影響について (3) 中部保健所管内の市町村と意見交換したいことについて (4) その他

（イ） 管内市町村母子保健担当者会議

根拠：母子保健法第 8 条

地域保健法第 6 条第 1 号・第 8 号、第 8 条

目的：管内市町村情報交換会で把握した、管内市町村で意見交換したい事項について情報共有及び意見交換を行うことにより、管内市町村が母子保健事業を推進する一助とする。

日時	令和 5 年 6 月 12 日（月）午後 2 時～午後 4 時
対象	管内市町村母子保健担当者
参加者	管内 10 市町村（21 名）
内容	1. 報告事項 こども家庭センターの概要及び管内市町村の設置に向けた取り組み状況について 2. 協議事項 管内市町村情報交換会で意見の出された事項について 3. その他母子保健に関する意見交換

（ウ） ハイリスク妊産婦連携会議

根拠：母子保健法第８条

地域保健法第６条第１号・第８号

目的：地域で生活する妊産婦とその母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、産科医療機関と管内市町村が互いにハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健の向上を図る。

日時	令和６年１月 22 日（月）午後２時～午後４時
対象	管内市町村母子保健担当者、管内産科医療機関、助産院の助産師等
参加者	市町村：10 市町村（19 名）、産科医療機関：８機関（10 名）
内容	・中部保健所管内の母子保健の現状について ・子育て支援地域連絡票の活用について ・ハイリスク妊産婦支援について

エ 先天性代謝異常等検査

根拠：先天性代謝異常等検査実施要領

目的：県内で出生した全ての新生児を対象に、マススクリーニング検査を行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防する。

表７先天性代謝異常等検査における受診状況確認依頼及び情報提供件数 （件）

年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
陽性・偽陽性者数		1	0	0	0	0
要治療		1	0	0	0	0
疾患	先天性甲状腺機能低下症	1	0	0	0	0

２　障害者支援

（１）精神保健福祉（精神保健班）

平成5年「障害者基本法」の制定により精神障害者も福祉施策の対象となり、平成7年「精神保健法」から「精神保健福祉法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が目的に明示された。平成11年の同法改正に伴い、精神障害者の保健福祉の充実が掲げられ、市町村を実施主体とする在宅福祉サービスが位置づけられた。精神保健医療福祉施策は平成16年「精神保健医療福祉の改革のビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心への転換」という基本的な理念により推進されている。平成18年障害者自立支援法の施行により、通院医療公費負担制度は「精神保健福祉法」から「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」に移行となり、自立支援給付・地域生活支援事業が実施され、障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず身近な市町村を中心にサービスが提供されることになった。平成25年精神保健福祉法改正に伴い、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直し等がされた（平成26年4月施行）。

また、平成18年自殺対策基本法の制定、平成19年「自殺総合対策大綱」により、自殺対策を社会全体で総合的に取り組むことになった。保健所では下記の事業を行っている。

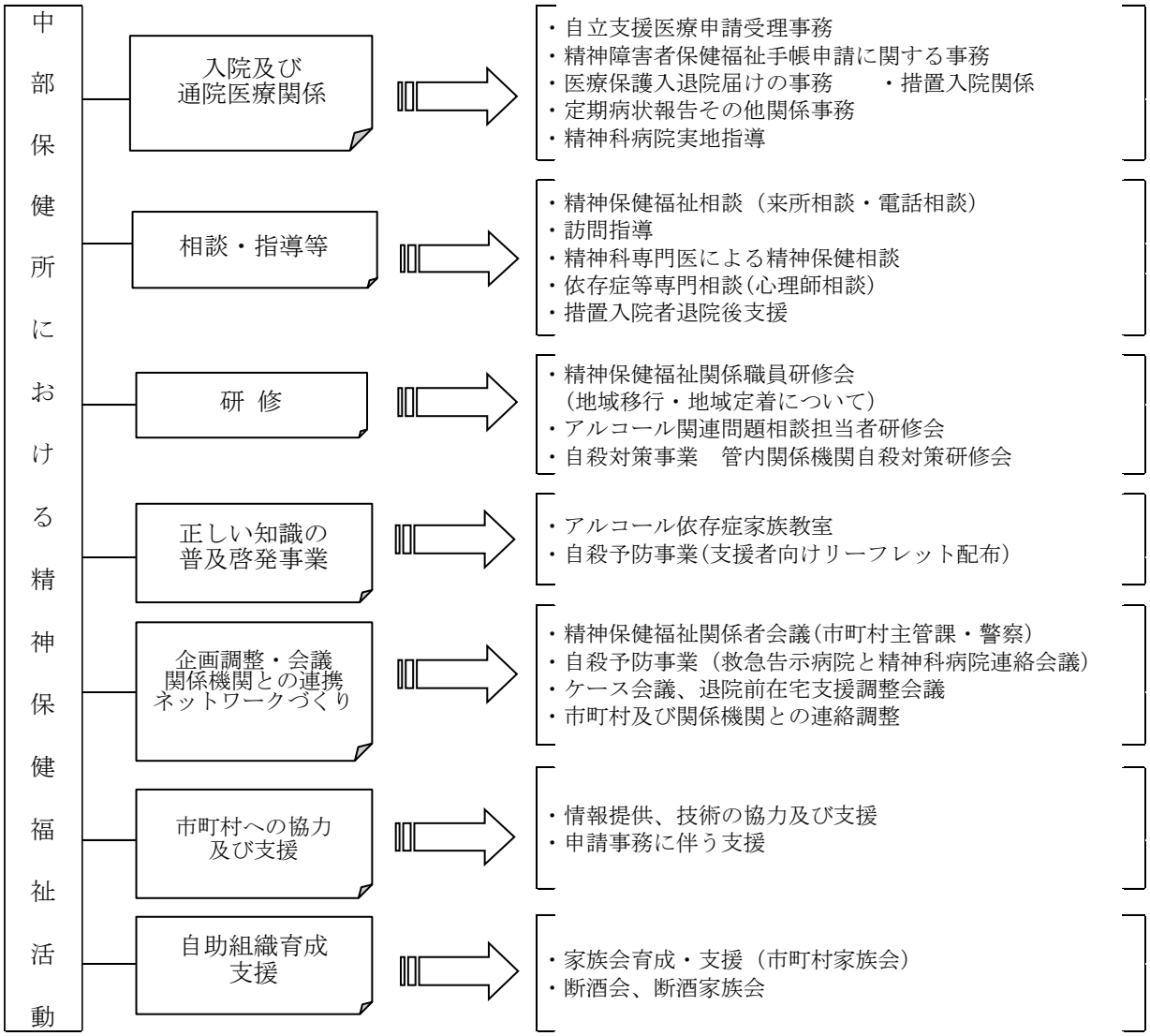

ア　入院及び通院医療に関すること

（ア）自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者総合支援法第52条

目的：精神疾患のため通院治療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法により90％を助成する制度。原則1割が自己負担（所得に応じて負担軽減あり）となるが、沖縄県では復帰特別措置法の適用により全額公費負担となる。精神保健福祉法第32条に定められていた精神通院医療の公費は、平成18年4月1日から自立支援医療費に移行した。指定医療機関制度の導入により、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所も指定され、支給決定の有効期間も2年から1年になった。

表1　市町村別・疾病別自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況　　令和5年度

市町村		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
統合失調症		753	1,579	1,459	97	39	119	415	105	209	151	162	5,088
気分（感情）障害		1,612	2,307	1,668	76	52	125	480	167	349	203	237	7,276
てんかん		280	473	435	28	16	41	135	44	52	69	52	1,625
中毒性精神障害	アルコール	124	201	175	14	7	29	36	25	20	11	8	650
	その他	13	34	9	9	0	12	4	1	4	0	1	87
知的障害		19	54	47	6	2	5	15	4	6	1	9	168
心因反応		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
非定型精神病		1	3	0	0	0	0	1	0	1	0	1	7
接枝分裂病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脳器質性精神障害（認知症を除く）		65	144	105	4	1	9	27	6	13	14	28	416
認知症		196	444	344	23	11	24	51	16	53	21	46	1,229
神経症		250	433	441	18	12	40	72	16	67	47	40	1,436
人格障害		11	16	4	2	0	1	3	0	0	2	1	40
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		4	8	5	1	0	0	1	0	2	0	0	21
心理的発達障害		226	243	192	17	8	13	68	22	46	25	43	903
小児青年期の行動情緒障害		108	100	92	7	1	13	33	3	28	13	14	412
その他		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
合計		3,666	6,039	4,976	302	149	432	1,341	409	850	558	643	19,365

＊令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。
＊中毒性精神障害のアルコールはアルコール依存症とアルコール精神障害を含む。

（イ）精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰や社

会参加の促進を図るために平成7年10月に創設された。

本人の申請で交付され、有効期間は2カ年でその都度更新が必要である。平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

表2　市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況　　令和5年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	233	421	341	16	7	31	123	20	42	39	40	1,313
2級	579	948	770	39	32	72	162	54	125	78	104	2,963
3級	179	366	208	11	4	14	55	19	55	30	26	967
合計	991	1,735	1,319	66	43	117	340	93	222	147	170	5,243

＊令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

（ウ）医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医による診察の結果、入院が必要と判断された患者で精神症状により本人の同意が得られないため、保護者の同意に基づいて行われる入院である。医療保護入院を行った場合、精神科病院の管理者は、10日以内に同意書を添えて最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。

表3　医療保護入院者数　　令和5年度

		合計	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	その他
症状性を含む器質性精神障害（F0）	計	562	34	154	203	8	3	14	27	18	31	18	11	41
	アルツハイマー型認知症　(F00)	325	20	90	129	3	1	6	14	9	18	9	5	21
	血管性認知症　(F01)	88	12	28	18	3	1	0	3	0	7	5	1	10
	左記以外の症状性を含む器質性精神障害（F02～09）	149	2	36	56	2	1	8	10	9	6	4	5	10
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（F1）	計	50	6	15	15	3	0	3	3	1	2	0	0	2
	アルコール使用による精神及び行動の障害　(F10)	49	6	14	15	3	0	3	3	1	2	0	0	2
	覚せい剤使用による精神及び行動の障害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害(F2)		525	34	151	177	11	6	21	21	8	21	12	6	57
気分（感情）障害(F3)		124	4	32	37	5	1	2	10	3	6	3	1	20
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(F4)		24	0	4	4	1	2	0	0	0	1	0	0	12
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(F5)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成人のパーソナリティ及び行動の障害(F6)		4	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
精神遅滞[知的障害]　(F7)		32	0	4	12	1	1	2	2	0	0	3	1	6
心理的発達の障害　(F8)		10	2	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	3
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害(F9)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
てんかん		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1,331	80	361	452	30	13	42	64	30	61	36	19	143

＊精神保健福祉法第33第7項に基づき、当保健所管内精神科病院管理者から届け出のあった医療保護入院者を計上

（エ）精神障害者にかかる申請・通報状況

一般人からの保護申請、通報、届け出等を受理し、調査結果により診察が必要と認めた者について、指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院させなければ自傷他害の恐れがあると診断した場合、県知事の権限による措置入院となる。精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

表4　精神障害者にかかる申請・通報状況

	申請･通報･届出等件数				診察を受けた者			調査により診察不要と認めた者	酩酊規制法による通報
	合計	一般人の申請（法第22条）	警察官通報（法第23条）	精神病院管理者の届け出（法第26条の2）	計	要措置（法第29条）	措置不要		
令和3年度	39	0	39	0	18	17	1	21	2
令和4年度	48	0	48	0	24	22	2	24	7
令和5年度	49	1	48	0	27	23	4	22	8

（オ）精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日　障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房　障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰･社会参加の促進を図るため、精神科病院の実地指導（実地審査を含む）を行っている。特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある。令和4年度は、令和5年10月～令和6年1月にかけて、当保健所管内の8精神科病院について、以下の指導項目で実施した。

（沖縄県精神科病院実地指導要領抜粋）

① 前年度の実地指導に対する改善状況について
② 精神科病院内の設備等について
③ 医療環境について
④ 精神保健指定医について
⑤ 指定病院について
⑥ 措置入院について
⑦ 医療保護入院について
⑧ 応急入院について
⑨ 任意入院について
⑩ 特例措置について
⑪ 入院患者の通信面会について
⑫ 入院患者の隔離について
⑬ 入院患者の身体拘束について
⑭ 入院患者の隔離及び身体的拘束等の行動制限に関する一覧性のある台帳の整備について
⑮ 入院患者等のその他の処遇について
⑯ その他保健所共通指導事項
⑰ その他保健所別指導事項

イ　相談指導等（根拠：精神保健福祉法第47条）

（ア）精神保健福祉相談（来所･電話）及び訪問指導

保健師や精神保健福祉相談員が、本人や家族・関係者からの相談（来所・電話）に随時対応している。相談内容は、アルコール問題やうつ病、心の健康づくりに関すること、社会復帰に関すること、その他等である。その他の内容は、医療中断者や未治療者の受診についての相談、就労に関すること、在宅療養者の生活相談等であり必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、本人、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。また、複雑困難なケースについては精神科医による相談につなげることや、事例検討により支援内容の検討を行い、チーム体制で取り組んでいる。

表5　精神保健福祉相談（来所・電話）及び訪問指導

年度	形態	実人員	計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	その他
令和3年度	電話		2853	42	21	326	20	28	7	108	2301
	来所	119	178	5	2	20	4	14	2	14	117
	訪問	94	324	3	3	47	0	1	0	11	259
令和4年度	電話		3588	42	3	529	37	65	5	51	2856
	来所	157	252	0	1	48	1	31	1	11	159
	訪問	95	324	3	0	43	3	0	0	0	275
令和5年度	電話		3706	68	1	597	14	33	26	156	2811
	来所	115	198	1	0	31	1	14	5	13	133
	訪問	88	239	4	0	50	0	0	0	1	184

（イ）精神科医による精神保健相談

精神科医による精神医学的な判断および対応等の助言を得ることで、本人・家族が精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

令和5年度は6回開催、6件の相談を行った。相談者は、家族からの相談が4件、家族及び本人からの相談が1件、支援者からの相談が1件であった。相談内容は、「治療の必要性について（病気かどうか）」や「対応について」等であった。

（ウ）依存症等専門相談（その他根拠：依存症関連問題対策総合支援事業）

心理師の相談を行うことで、相談者が依存症等による心の問題の理解を深め、改善・軽減を目指し、安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

令和5年度は10回開催、13件の相談を行った。相談者は、本人と家族が1件、本人が3件、家族が7件、支援者が2件であった。相談内容はアルコール関連が9件、ギャンブルが3件、その他が1件であった。

（エ）措置入院者退院後支援（その他根拠：地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン、沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル）

退院後に医療等の必要性が特に高い措置入院者を支援対象者として、対象者が退院後における社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加促進に必要な支援を適切かつ円滑に受けることを目的に、本人同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援に関する計画を作成し、精神障害者が地域で安心して生活できるよう支援体制を構築している。

本人からの同意が得られない等の理由で計画策定に至らない場合も、入院先医療機関や関係機関と連携した相談支援を行っている。

ウ　研修

（ア）アルコール関連問題支援者研修会

目的：アルコール関連問題の相談を受ける機会がある支援者が、健康障害としてのアルコール依存症の基本的理解や関連して生ずる問題等への相談対応方法を学ぶことで、相談対応のスキルアップを図ることを目的とする。

対象：中部管内市町村精神保健主幹課、委託相談支援事業所、健康増進課、生活保護担当課等、アルコール関連問題のある方の相談を受ける機会がある支援者

表6　　内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
令和5年 11月2日 （木） 14：00～ 16：30	報告：「管内の現状および中部保健所での取り組み」 報告者：中部保健所精神保健班　保健師 講話①：「アルコール依存症の基本的知識について」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院　手塚 幸雄　氏 講話②：「アルコール関連問題の相談対応について」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院　新垣　真梨子　氏 事例検討	48名 アンケート 回収43名

（イ）自殺対策事業　管内関係機関自殺対策研修会

目的：自殺対策に携わる地域の支援者が、自殺に関する相談対応や自殺のリスクアセスメントについて学ぶ事で適切な支援ができるよう、人材育成と資質向上を目的とする。

対象：市町村精神担当主管課、保健部門主管課、生活保護課、委託相談事業所において、自殺に関する相談を受ける機会がある支援者

表7　　内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
令和5年 7月20日 （木） 13：30～ 16：30	報　　告：「管内の現状及び中部保健所の取り組み」 担　　当：精神保健班　事業担当 講　　話：「自殺・自傷行為の理解と対応」 事例検討：「典型的な事例について」 講　　師：琉球こころのクリニック　院長　大鶴卓　氏	27名 アンケート 回収26名

（ウ）自殺未遂者等ハイリスク者支援事業にかかる事例検討会

目的：支援者が、ハイリスク者の抱えている課題の整理や支援の方向性について検討を行うことで今後の支援に活かすことを目的とする。

対象：自殺関連ケースに関わる支援者（市町村、委託相談事業所、病院等）や本人、家族

表8　　内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
令和5年 12月15日 （金） 16：00～ 17：30	内容：自殺リスクの高いケースの支援の方向性及び方針の検討 講師：琉球病院　院長　福治 康秀　氏	7名

エ　普及啓発事業

アルコール家族教室

目的：中部保健所管内のアルコール関連問題に関する相談件数は、例年全体の相談の１割程度を占めている。また、特徴として家族からの相談が最も多く、相談者の半数以上（55.6％）を占めている。

そこで、アルコール関連問題を抱え悩んでいる家族がアルコール依存症について正しい知識を学び、家族同士の交流を行うことで、家族自身が回復のイメージを持つことができることを目的にアルコール家族教室を実施する。

対象：アルコール問題を抱える方の家族等とその同伴者

表9　内容及び参加状況

日時		内容及び講師	参加人数（延）
令和3年度	－	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	－
令和4年度	9月6日 10月6日	①講話「依存症について知ろう」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 手塚幸雄 医師 ②講話「家族体験談と家族会について」 講師：おきなわアスク 大田房子 代表 ③講話「酒害体験談と断酒会について」 講師：沖縄断酒友の会 髙江洲清章 会長 ④講話「家族の生活も大切にしよう」 講師：琉球病院　山田豊　公認心理師 ⑤参加者交流会	22名
令和5年度	7月25日 9月22日 1月21日 2月2日	①講話「依存症について知ろう」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 手塚幸雄 医師 ②講話「家族体験談」 講師：おきなわアスク 大田房子 代表 ③講話「家族ができる対応方法を学ぶ～CRAFTの実践～」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 山田豊　公認心理師 ④講話「家族ができる対応方法を学ぶ～CRAFTの実践～」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 山田豊　公認心理師 ⑤参加者交流会（各回）	25名

オ　関係機関との連携

精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、中部管内の関係機関と連絡会議等を開催している。

（ア）精神保健福祉に関する会議

a 警察署との連絡会議

表10-1　内容及び参加状況

年 度	日 時	内　　容	参加者
令和3年度	－	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	－
令和4年度	－	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	－
令和5年度	6月16日	①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察と保健所の連携について 1）23条通報の受理・対応について 2）特異事案連絡票について ③質疑・意見交換	・警察署5名 （5署）

b 市町村精神保健福祉主管課長・担当者会議

表10-2　内容及び参加状況

年　度	日　時	内　　容	参加者
令和3年度	―	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	―
令和4年度	―	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	―
令和5年度	6月26日	①保健所からの説明 ・精神保健班の業務について ・事業紹介（精神科医相談・心理士相談） ・精神保健福祉法の改正について ②協議事項について ・自殺対策事業について(沖縄市) ・保健所の市町村への精神保健分野に関する相談支援体制について(中城村) ③市町村の精神保健事業計画の報告 ④意見交換	計33名 ・10市町村 （22名） ・保健所 （11名）

※平成30年度から、市町村の自殺対策計画策定支援として自殺対策に係る会議を開催。

（イ）自殺対策に関する会議

根拠：自殺対策基本法第2条、自殺総合対策大綱

a 市町村自殺対策主管課長及び担当者会議

経緯：国の自殺対策基本法の改正（H28）により、都道府県や市町村においても地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。沖縄県は「第2次自殺総合対策行動計画」を策定（H31）し、基本施策における市町村等への支援強化として、平成30年から自殺対策にかかる会議を実施している。

目的：市町村に対して、沖縄県自殺対策推進センターと連携して市町村自殺対策計画策定に必要な情報の収集、分析、提供をするとともに、計画の進捗管理・検証等への助言を行う。

b 中部保健所管内における救急告示病院と精神科病院との連絡会議

経緯： 中部管内における「自殺企図者」及び「身体合併のある精神疾患患者」の実態把握と医療提供体制の課題を明らかにするため、平成24年度に救急告示病院と精神科病院へのアンケート調査を行った。

調査の結果、救急告示病院と精神科病院の連携の仕組み作りが必要であることが明らかとなり、平成26年度から連絡会議を開催した。

目的：中部保健所管内の救急告示病院と精神科医療機関における自殺未遂者への対応の現状や課題を共有し、中部管内の連携体制を強化することを目的とする。

表11　　内容及び参加状況

年　度	日　時	内　　容	参加者
令和3年度	－	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。 救急告示病院へアンケートを行った。	－
令和4年度	－	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	－
令和5年度	令和6年 3月18日 （月） ～ 令和6年 3月25日 （月）	会議再開に向けて管内救急告示病院との自殺未遂者支援に関する情報交換会を各病院にて実施。 （内容） (1) 自殺未遂事例の対応について ～医療の繋ぎに関すること～ (2) 自殺未遂事例の対応について ～相談機関への繋ぎに関すること～ (3) 自殺未遂事例の対応について ～繋ぎの役割を担う職員について～	計17名 （保健所含む）

（ウ）中部保健所管内地域移行・地域定着支援者連絡会議

目的：精神障害者が本人の意向に即し充実した生活を送ることができるよう医療・保健・福祉等関係機関が連携し、長期入院中の精神障害者の地域生活への移行・定着に向けた支援を推進することを目的とする。

対象：管内精神科病院職員、中部圏域コーディーター、中部福祉事務所

表12　内容及び参加状況

年度	実施日	内容	参加者
令和3年度	－	新型コロナウイルス感染症の影響により実施は中止。	－
令和4年度	令和5年 2月28日	（報告） ・精神障害者地域移行・地域定着に関する統計資料等による中部圏域の現状、課題について （意見交換） ・各機関における地域移行・地域定着の取組について	19名 （保健所含む）
令和5年度	令和6年 2月26日	（報告） ・精神障害者地域移行・地域定着に関する統計資料等による中部保健所管内の現状と課題について （情報提供） ・「中部保健所管内における地域の支援者と連携した地域移行・地域定着支援について」 （意見交換） ・各医療機関における取組 ・退院後生活環境相談員と退院支援委員会について ・処遇困難事例への対応について	26名 （保健所含む）

（エ）退院前在宅支援調整会議及びケア会議など

根拠：精神保健及び精神障害者に関する法律38条

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

表13　参加状況

	精神保健福祉法関連 参加回数					医療観察法関連 参加回数	合計
	小計	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他		
令和3年度	98	33	26	5	34	17	115
令和4年度	92	38	14	2	38	23	115
令和5年度	151	58	22	9	62	39	190

カ　自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条、厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

（ア）家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足した。学習会や情報交換などの定例会活動等に参加し必要な助言・援助を行い育成・支援している。

表14　家族会活動状況　　令和6年6月現在

名称	定例会	時間	場所	発足年月
NPO法人うるま市 心の健康を守る結の会	第3木曜 (月により変更あり)	午後2～4時	地域活動支援センターゆい (うるま市喜屋武252-1)	H18年4月
沖縄市障がい者家族会 おあしすコール	①定例会　第2木曜、第2日曜 ②家族相談毎週月、火、木、金	①午後2～4時 ②午後1～5時	沖縄市福祉文化プラザ1階	H16年4月
読谷村 精神療養者家族会	定例会　第2木曜	午後2～4時	読谷村社会福祉協議会	H9年11月
嘉手納町 精神療養者家族会	第2木曜	午後3時半～5時	嘉手納町総合福祉センター １階	H16年4月
金武町精神療養者家族会 イッペーの会	毎月第4木曜 (月により変更あり)	午後2～3時	金武町総合保健福祉センター	不明

（イ）断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足した。例会を中心にお互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、平成13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。

表15　断酒会活動状況　　令和6年6月現在

断酒会名	定例日	時間	場所	発足年月日
沖縄断酒友の会	毎週木曜	午後7～9時 (宜野湾断酒新生会：人数少ない日は8時30分まで)	中部保健所3階	S50年11月
中部アメシストの会(女性限定)	第3・4水曜			H13年11月
虹の会	第2土曜		沖縄市保健相談センター	H5年
具志川断酒会	毎週金曜		うるま市うるみん	H7年9月
宜野湾断酒新生会	毎週水曜		人材育成交流センターめぶき	H6年10月
読谷断酒会	毎週月曜		読谷村総合福祉センター	H9年3月
北谷断酒会	毎週木曜		北谷町保健相談センター	H14年
石川断酒会	毎週火曜		うるま市石川保健相談センター	S62年9月
断酒家族会 ひまわり	第1月曜		沖縄市保健相談センター	S62年10月
断酒家族会 たけのこ	R6年度休会中			S62年7月

＊石川断酒会に参加する際は事前に連絡お願いします。

（２）難病対策事業（地域保健班）

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律

難病特別対策推進事業実施要綱

難病の定義：

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

指定難病の定義（医療費助成の対象）：

難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の 0.1 %程度）に達しないこと及び、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているもの

制度の経緯：

本県においては、昭和 48 年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成 7 年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成 26 年 5 月 30 日「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布、平成 27 年 1 月 1 日施行された。それに伴い医療費助成対象疾病（指定難病）の範囲も拡大し平成 27 年 7 月 1 日には 110 疾患から 306 疾患になり、平成 29 年 4 月 1 日に 330 疾患、平成 30 年 4 月に 331 疾患、令和元年 7 月 1 日に 333 疾患、令和 3 年 11 月 1 日に 338 疾患、令和 6 年 4 月に 341 疾患となった。

図 1 事業体系

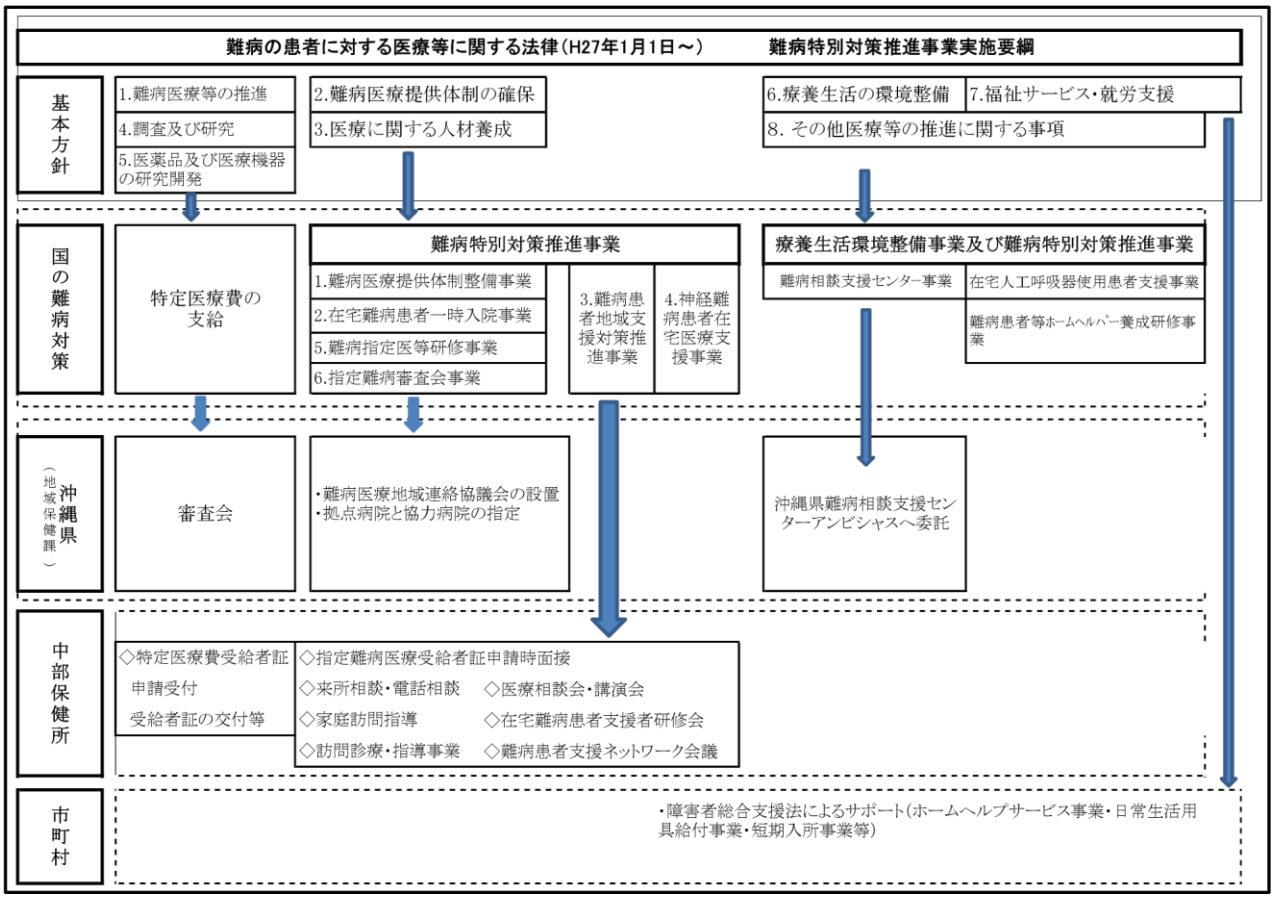

ア 指定難病の医療費助成表

表1 指定難病の医療費助成受給者証交付状況

令和5年度 （人）

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県	
		R5				R4	R3	R5	R4
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
1	球脊髄性筋萎縮症							7	7
2	筋萎縮性側索硬化症	6	24	30	14	33	29	93	95
3	脊髄性筋萎縮症	2	32	34	2	37	34	57	56
4	原発性側索硬化症	1		1				2	1
5	進行性核上性麻痺	22	73	95	1	86	72	227	210
6	パーキンソン病	77	410	487	1	463	455	1,502	1,434
7	大脳皮質基底核変性症	8	21	29		24	25	67	60
8	ハンチントン病	2	7	9		7	5	18	16
10	シャルコー・マリー・トゥース病		5	5		3	4	19	14
11	重症筋無力症	20	105	125		105	101	378	351
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	50	56		51	51	170	151
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	25	26		25	22	62	61
15	封入体筋炎	1	3	4		3	3	4	3
16	クロウ・深瀬症候群	1	1	2		1	1	3	2
17	多系統萎縮症	7	32	39	6	37	40	89	92
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	3	48	51	3	55	53	140	142
19	ライソゾーム病		7	7	3	6	6	24	27
20	副腎白質ジストロフィー		5	5	2	5	4	7	7
21	ミトコンドリア病	4	11	15	2	10	11	34	24
22	もやもや病	6	41	47		48	36	117	113
23	プリオン病	1	1	2		1	3	8	6
24	亜急性硬化性全脳炎		3	3	1	3	3	11	11
26	HTLV-1関連脊髄症	2	18	20		18	18	79	72
27	特発性基底核石灰化症							3	1
28	全身性アミロイドーシス	3	11	14		11	7	30	28
29	ウルリッヒ病		1	1	1	1	1	2	2
30	遠位型ミオパチー		2	2		2	2	4	3
33	シュワルツ・ヤンペル症候群							1	1
34	神経線維腫症	4	9	13		8	9	35	29
35	天疱瘡	4	12	16		12	14	43	35
36	表皮水疱症		1	1		1	1	2	2
37	膿疱性乾癬（汎発型）	2	6	8		5	5	30	28
39	中毒性表皮壊死症							1	
40	高安動脈炎		25	25		26	26	63	60
41	巨細胞性動脈炎	8	8	16		11	10	43	30
42	結節性多発動脈炎		6	6		6	6	18	18
43	顕微鏡的多発血管炎	7	26	33		29	32	92	95
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	11	12		13	11	27	26
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	22	23		22	19	90	70
46	悪性関節リウマチ	1	35	36		37	38	59	60
47	バージャー病		2	2		1	2	6	5
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	3	5		2	2	21	17
49	全身性エリテマトーデス	31	410	441		427	419	1,243	1,223

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県	
		R5				R4	R3	R5	R4
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	5	106	111		110	108	312	299
51	全身性強皮症	9	71	80		70	74	232	220
52	混合性結合組織病	3	39	42		39	41	127	121
53	シェーグレン症候群	19	115	134		112	95	378	320
54	成人スチル病	3	12	15		16	11	51	47
55	再発性多発軟骨炎	1	4	5		4	6	14	14
56	ベーチェット病	3	36	39		35	34	93	97
57	特発性拡張型心筋症	9	39	48		51	50	190	200
58	肥大型心筋症	2	5	7		5	5	23	22
59	拘束型心筋症						1		
60	再生不良性貧血	3	26	29		25	21	101	91
61	自己免疫性溶血性貧血	3		3		1		13	5
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	5	6		6	3	14	12
63	特発性血小板減少性紫斑病	10	37	47		43	44	150	139
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	2	4		2	3	9	7
65	原発性免疫不全症候群	3	3	6		3	4	38	31
66	IgA 腎症	11	85	96		99	84	258	243
67	多発性嚢胞腎	13	36	49		38	31	124	107
68	黄色靭帯骨化症	11	30	41		32	34	130	117
69	後縦靭帯骨化症	24	131	155		149	155	431	412
70	広範脊柱管狭窄症	4	13	17		16	16	55	52
71	特発性大腿骨頭壊死症	13	74	87		85	73	245	232
72	下垂体性ADH分泌異常症	2	5	7		10	7	39	37
74	下垂体性PRL分泌亢進症	4	4	8		6	6	20	17
75	クッシング病							6	4
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	12	13		13	15	29	26
78	下垂体前葉機能低下症	4	51	55		53	46	230	215
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）		1	1		1	1	6	6
80	甲状腺ホルモン不応症							1	1
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	4	5		4	4	8	7
83	アジソン病	1	1	2		1	1	8	9
84	サルコイドーシス	3	40	43		46	44	149	146
85	特発性間質性肺炎	11	37	48		59	55	139	159
86	肺動脈性肺高血圧症	5	18	23		18	19	77	63
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	12	13	1	11	9	41	37
89	リンパ脈管筋腫症		3	3		3	3	7	7
90	網膜色素変性症	5	96	101		104	106	421	421
91	バッド・キアリ症候群		1	1		1	1	5	5
92	特発性門脈圧亢進症	1	3	4		6	3	8	9
93	原発性胆汁性胆管炎	15	129	144		132	132	378	368
94	原発性硬化性胆管炎		2	2		3	3	11	7
95	自己免疫性肝炎	8	11	19		17	16	68	55
96	クローン病	22	180	202		183	178	550	524
97	潰瘍性大腸炎	41	347	388		385	371	1,104	1,064
98	好酸球性消化管疾患		7	7		9	7	15	17

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県	
		R5				R4	R3	R5	R4
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
99	慢性特発性偽性腸閉塞症		1	1		1	1	1	1
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群							1	1
104	コステロ症候群	1		1				1	
106	クリオピリン関連周期熱症候群							1	1
107	若年性特発性関節炎		4	4		4	4	12	12
110	ブラウ症候群		1	1		1	1	1	1
111	先天性ミオパチー		2	2		2	1	4	4
113	筋ジストロフィー	9	35	44	8	40	44	116	109
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群							2	
115	遺伝性周期性四肢麻痺						1	8	8
116	アトピー性脊髄炎							1	1
117	脊髄空洞症	1	2	3		2	2	10	9
118	脊髄髄膜瘤		1	1		2	2	6	5
119	アイザックス症候群						1		
120	遺伝性ジストニア		1	1	1	1	1	4	4
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症		1	1				2	
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	3	5	8		5	4	18	14
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症							1	
127	前頭側頭葉変性症	3	6	9		9	7	19	17
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎		1	1		1	1	5	3
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症								1
131	アレキサンダー病							2	2
132	先天性核上性球麻痺							1	1
133	メビウス症候群							1	
135	アイカルディ症候群						1		
137	限局性皮質異形成							1	
139	先天性大脳白質形成不全症							1	1
140	ドラベ症候群							2	2
144	レノックス・ガストー症候群	1		1	1			4	3
145	ウエスト症候群							5	3
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		1	1		1	1	1	1
151	ラスムッセン脳炎							1	1
156	レット症候群		1	1		1	1	2	2
157	スタージ・ウェーバー症候群							2	2
158	結節性硬化症	2	6	8		6	7	20	16
159	色素性乾皮症							3	3
160	先天性魚鱗癬		1	1		1	1	1	1
161	家族性良性慢性天疱瘡							1	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	7	9		12	11	48	43
163	特発性後天性全身性無汗症	1	3	4		6	7	7	9
164	眼皮膚白皮症							1	1
165	肥厚性皮膚骨膜症		1	1		1	1	1	1
167	マルファン症候群		5	5		5	5	16	15
168	エーラス・ダンロス症候群		3	3		3	3	4	4
171	ウィルソン病		4	4		4	4	14	12

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県	
		R5				R4	R3	R5	R4
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
172	低ホスファターゼ症		1	1		1	1	2	2
179	ウィリアムズ症候群		2	2		2	2	3	3
188	多脾症候群		1	1		2	1	6	7
189	無脾症候群		3	3		3	3	6	6
193	プラダー・ウィリ症候群		2	2		2	2	3	3
194	ソトス症候群		1	1		1	1	1	1
195	ヌーナン症候群							1	1
198	4p欠失症候群							1	
199	5p欠失症候群							1	1
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群							1	1
201	アンジェルマン症候群							1	1
203	22q11.2欠失症候群		1	1		1	1	3	3
205	脆弱X症候群関連疾患							1	
207	総動脈幹遺残症	1	1	2		1	1	2	1
208	修正大血管転位症		1	1		1		8	8
209	完全大血管転位症	1	4	5		4	3	13	12
210	単心室症	1	7	8		7	6	16	14
211	左心低形成症候群							1	
212	三尖弁閉鎖症		1	1		1	1	4	3
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		1	1		2	3	9	7
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	1	2		1	1	4	3
215	ファロー四徴症		13	13		12	11	29	28
216	両大血管右室起始症	1		1			1	4	3
217	エプスタイン病		1	1		1	1	2	3
218	アルポート症候群	1	1	2		1	1	2	1
220	急速進行性糸球体腎炎	1	2	3		2	2	5	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	3	4		3	4	14	14
222	一次性ネフローゼ症候群	6	38	44		41	35	168	160
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		2	2		3	3	8	8
224	紫斑病性腎炎	1	2	3		2	2	16	12
225	先天性腎性尿崩症		1	1		1		1	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）		3	3		4	5	17	18
227	オスラー病	1	2	3		2	2	5	4
228	閉塞性細気管支炎							1	1
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）					1	2		1
230	肺膿低換気症候群							4	3
232	カーニー複合		1	1		1	1	1	1
235	副甲状腺機能低下症		2	2		1	1	8	8
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	2		2	2	2	2
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		1	1		1	1	4	4
240	フェニルケトン尿症		1	1		1	1	2	2
245	プロピオン酸血症							1	1
247	イソ吉草酸血症							1	1
254	ポルフィリン症							2	2
257	肝型糖原病						1		1

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県	
		R5				R4	R3	R5	R4
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症		1	1		1	1	1	1
262	原発性高カイロミクロン血症							1	1
263	脳腱黄色腫症		3	3		2	3	7	6
266	家族性地中海熱	2	1	3		2	1	12	8
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		1	1		1		1	1
271	強直性脊椎炎	2	32	34		34	32	68	60
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症							1	2
274	骨形成不全症		1	1		2	1	5	5
276	軟骨無形成症							1	
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	2		1	1	3	2
283	後天性赤芽球癆	2	9	11		11	10	27	24
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血							1	1
285	ファンコニ貧血		1	1		1		1	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	2	3		2	4	4	5
289	クロンカイト・カナダ症候群							2	
290	非特異性多発性小腸潰瘍症		1	1		1	1	2	2
292	総排泄腔外反症	1		1				1	
293	総排泄腔遺残								1
296	胆道閉鎖症						1		
297	アラジール症候群		1	1		2		1	2
298	遺伝性膵炎		1	1		1	2	1	1
299	嚢胞性線維症						1	1	1
300	IgG4関連疾患	1	2	3		4		12	12
301	黄斑ジストロフィー						4	3	2
302	レーベル遺伝性視神経症							1	
303	アッシャー症候群							2	2
306	好酸球性副鼻腔炎	27	29	56		34		188	119
310	先天異常症候群		1	1	1	1	27	1	1
316	カルニチン回路異常症		1	1		1		1	1
326	大理石骨病							1	
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）		1	1		1	1	1	1
328	前眼部形成異常		1	1		1	1	1	1
329	無虹彩症					1		1	2
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	1		1				4	3
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	10	11		9	7	27	25
	合計	590	3,638	4,228	48	3,970	3,812	12,359	11,647

※「人工呼吸器装着」は再掲

※中部保健所管内の数値は、令和6年3月末時点の数値となっている

イ　難病患者地域支援対策推進事業

（ア） 医療相談事業及び医療講演会

目的：難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、保健師等による医療相談及び疾患についての正しい理解を深めるために医療講演会を実施する。

日時	令和６年１月 18 日（木）午後１時 50 分～午後５時 30 分
対象	令和３年以降に新規申請した管内の神経・筋疾患の患者・家族等 対象疾患：筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
参加者	13 名（患者１名、家族 12 名）
内容	1.報告　中部管内の神経・筋疾患の現状について 2.医療講演会「家庭で出来る食事の工夫について」 講師：合同会社 Comer 代表　摂食・嚥下障害看護認定看護師　大城清貴 3.個別医療相談会 対応者：合同会社 Comer 代表　摂食・嚥下障害看護認定看護師　大城清貴 4.栄養士による簡単な調理法、とろみ体験等（個別相談会と並行して実施） 講師：認定栄養ケア・ステーション　すこやか薬局１号店　佐久川碧

（イ）訪問診療事業

目的：難病患者（児）やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導（診療も含む）を実施する。

日時	令和５年４月 24 日（月）午後３時 30 分～午後４時 30 分 令和５年９月 12 日（火）午後３時～午後５時 令和６年３月５日　（火）午後２時～午後３時
対象	筋萎縮性側索硬化症２名 パーキンソン病１名
参加者	難病患者、家族、歯科衛生士、言語聴覚士、保健師
内容	・歯科衛生士による口腔内の評価、口腔ケアに関する本人・家族への指導 ・言語聴覚士による嚥下咀嚼機能の評価、口周りの筋力のリハビリ

（ウ）訪問指導

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

表 1 家庭訪問状況　（件）

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実数	41	52	40	44	70
延数	71	98	76	76	143

（エ）難病患者ネットワーク会議

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律　第 32 条（難病対策地域協議会）

目的：地域で生活する人工呼吸器装着者（児）に対し、支援関係者が平時より連携して災害時対策に取り組む体制を構築する。

	第 1 回 ネットワーク連絡会	難病患者支援 ネットワーク研修会	第 2 回 ネットワーク連絡会	難病患者支援 ネットワーク会議
日 時	令和 5 年 5 月 30 日 午後 2 時～3 時 30 分	令和 5 年 9 月 5 日 午後 2 時～4 時 30 分	令和 6 年 1 月 26 日 午後 2 時～4 時	令和 6 年 2 月 27 日 午前 10 時～12 時
対 象	琉球大学病院、沖縄病院、沖縄県難病相談支援センターアンビシャス、在宅ゆい丸センター、訪問看護事業所、管内市町村、中部保健所	管内市町村、琉球大学病院、沖縄病院、在宅ゆい丸センター、訪問看護事業所	琉球大学病院、沖縄病院、沖縄県難病相談支援センターアンビシャス、在宅ゆい丸センター、訪問看護事業所、管内市町村、中部保健所	管内市町村、社会福祉協議会、訪問看護、居宅支援事業所、琉球大学病院、沖縄病院、沖縄県難病相談支援センターアンビシャス、在宅ゆい丸センター等
参加者	10 名	22 名	16 名	41 名
内 容	・在宅人工呼吸器装着者に対する災害時対策の課題 ・レスキューファイルの検討	・非常用電源確保に関する基本的知識の理解 ・管内市町村の取組状況について意見交換	・在宅人工呼吸器装着者に対する災害時対策（多職種連携） ・レスキューファイルの検討	・中部保健所管内における医療的ケア児（者）の現状と災害時対策への取組について ・在宅人工呼吸器装着者の災害時対策の事例紹介

（オ）在宅難病患者支援者研修会

根拠：難病特別対策推進事業実施要綱（難病患者地域支援対策推進事業）

目的：神経難病（特にALS）患者に関わる支援者が共同意思決定について学ぶことで、患者・家族の不安軽減に努めながら療養生活を支えられるよう、共同意思決定に関する本音を引き出すための質問力向上を図ることを目的とする。

日 時	令和5年11月20日（金）午後1時30分～午後5時
対 象	管内の難病患者・家族を支援している訪問看護師、介護支援専門員、相談支援専門員
参加者	15名（訪問看護師 4名、介護支援専門員 9名、相談支援専門員 2名）
内 容	1)報告「中部保健所管内の特定医療費（指定難病）公費負担制度受給状況および個別支援について」 2)講演会「カード式事例検討会で学ぶ在宅難病患者の意思決定支援～ALS患者の事例を通して～」 講師：琉球大学病院 地域・国際医療部 臨床倫理士 金城隆展 3)事例検討会（カード形式） 講師：琉球大学病院 地域・国際医療部 臨床倫理士 金城隆展 4)振り返り・まとめ 講師：琉球大学病院 地域・国際医療部 臨床倫理士 金城隆展

ウ　先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠：先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

目的：患者の医療保険の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る。

表2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者数の推移　（人）

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	18	18	19	17	18

交付件数は、横ばい傾向で推移しており、令和 4 年度は 2 人減少、令和5年度は1人増加となっている。

3　その他生活支援

（1）原爆被爆者対策事業（地域保健班）

根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

目的：被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

事業内容：健康診断 前期・後期・希望（委託医療機関での健康診断）
健康相談

表１　中部保健所管内における事業実績　（延件数）　（人）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
健康診断	15	13	5	8	15
健康相談	12	10	5	6	10

令和３年度以降、健康診断の受診者数が増加している。

Ⅴ　企画・情報等

１　中部保健所運営協議会

（１）設置根拠　沖縄県保健所運営協議会設置条例

（２）設置目的　保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

（３）委員名簿（定数10名以内、現員10名）　※令和７年12月27日まで

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
崎間　敦	琉球大学ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ教育支援機構保健管理ｾﾝﾀｰ 教授	桑江　朝千夫	中部市町村会　沖縄市長
宮城　葉子	宜野湾市健康推進部　部長	末永　正機	中部地区医師会　理事
栗田　宅哉	中部地区歯科医師会　理事	照屋　いずみ	沖縄県看護協会　中部地区理事
富川　盛光	宜野湾市社会福祉協議会　会長	又吉　礼子	中頭養護教諭会　会長
仲本　和真	沖縄県商工会職員協議会　副会長	川上　のり子	中部地区女性連合会　会長

（４）審議事項（令和６年３月８日開催）

報告事項

・中部保健所管内における医療法第25条の規定に基づく立入検査について（生活衛生班）
・中部保健所管内母子保健における現状について（地域保健班）
・麻しんの注意喚起について（健康推進班）
・中部保健所における新型コロナ対応について（健康推進班）

2　健康危機管理対策

（１）目　的

健康危機の発生を未然に防ぐため、また健康被害が発生した場合に所内の危機管理体制を迅速に確保するとともに、関係機関と連携して被害の拡大防止を図る。

（２）根　拠

沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、
中部保健所健康危機管理対策要綱

（３）事業内容

①　所内健康危機管理対策委員会
（基本的に毎月第４月曜日開催・令和５年度開催回数計12回）

②　管内健康危機管理対策連絡会議

健康被害の発生に備え、平時から管内の関係機関と情報交換を行い、迅速適切な即応体制を確保することを目的とする。

※令和５年度は新型コロナウイルスの影響により開催なし。

３　所内実習生受け入れ状況

令和5年度

<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th colspan="2">学校名</th><th>実習期間</th><th>日数</th><th>人数</th><th>実習目的</th><th>実習内容</th></tr>
<tr><td>医学</td><td rowspan="2">琉球大学医学部</td><td>医学科</td><td colspan="3">令和5年度は受入なし</td><td>衛生・環境行政の現場を実際に目にすることによって、保健・医療の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる</td><td>保健所の各班業務紹介</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保健</td><td>保健学科</td><td>R5.11.6
～
11.10</td><td>5日</td><td>4人</td><td>・地域で暮らす人々の健康課題の把握及び解決方法を学ぶ。
・保健所における公衆衛生活動を学ぶ</td><td>・保健所の地域特性について事前学習
・保健所各班の分掌業務を学習・見学、体験する</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">名桜大学</td><td>R5.6.12
～　6.15</td><td>4日</td><td>5人</td><td rowspan="2">保健所における管轄地域の特性と公衆衛生活動の実際について学ぶ</td><td rowspan="2">・保健所管内の地域特性について事前学習
・保健所各班の所掌業務を学習・見学、体験する</td></tr>
<tr><td>R5.6.19
～　6.21</td><td>3日</td><td>4人</td></tr>
<tr><td colspan="2">沖縄大学</td><td>R5.7.31、
R5.8.3、
R5.8.4、
R5.8.10、
R5.8.15</td><td>5日</td><td>1人</td><td>保健所における行政栄養士の役割や公衆栄養活動について学ぶ</td><td>・沖縄県の健康・栄養の課題について事前学習
・保健所各班の所掌事務を学習・見学・体験する</td></tr>
<tr><td colspan="2">沖縄県立看護大学</td><td>R5.10.10</td><td>1日</td><td>20人</td><td>地域保健（公衆衛生看護）の機能と体制・保健師の役割と活動の展開方法等について、見学や体験を通して学習する</td><td>・保健所管内の健康課題、保健所の役割・機能について
・保健所の健康危機管理体制の現状と課題について
・保健所管内市町村支援について</td></tr>
</table>